

平成25年6月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成25年6月7日(金) 午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 報告第 2号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 3号 平成24年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 4号 平成24年度愛荘町事故繰越計算書の報告について
- 日程第 9 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 3号 愛荘町一般会計補正予算(第10号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第12 議案第43号 愛荘町自治基本条例の制定について
- 日程第13 議案第44号 愛荘町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第14 議案第45号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第46号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第47号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第48号 愛荘町非補助土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第49号 愛荘町立福祉センター秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第50号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることを関係地方公共

団体に協議することにつき議決を求めることについて

日程第20 議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよび
ふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求める
ことについて

日程第21 議案第52号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第53号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1
号)

日程第23 議案第54号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23

出席議員(16名)

| | |
|------------|-----------|
| 1番 伊谷正昭君 | 2番 嶋中まさ子君 |
| 3番 城貝増夫君 | 4番 高橋正夫君 |
| 5番 外川善正君 | 6番 徳田文治君 |
| 7番 村木嘉博君 | 8番 河村善一君 |
| 9番 西澤久仁雄君 | 10番 小杉和子君 |
| 11番 吉岡ゑみ子君 | 12番 瀧すみ江君 |
| 13番 森隆一君 | 14番 竹中秀夫君 |
| 15番 辰己保君 | 16番 本田秀樹君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 町長 | 村西俊雄君 | 副町長 | 宇野一雄君 |
| 教育長 | 藤野智誠君 | 住民福祉主監 | 西川都々子君 |
| 総務主監 | 杉本幸雄君 | 管理主監 | 北川孝司君 |
| 収納管理主監 | 上林忠恭君 | 総合政策主監 | 林定信君 |
| 環境対策主監 | 飯島滋夫君 | 教育次長 | 小杉善範君 |
| 教育主監 | 松藤美保子君 | 産業建設主監 | 北川元洋君 |

| | | | |
|--------|-------|----------|--------|
| 教育振興課長 | 青木清司君 | 総務課長 | 中村治史君 |
| 福祉課長 | 岡部得晴君 | 建設・下水道課長 | 中村喜久夫君 |
| 人権政策課長 | 本田康仁君 | 生涯学習課長 | 山本隆男君 |
| 健康推進課長 | 酒井紀子君 | 子ども支援課長 | 川村節子君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 徳田幸子 | 書記 | 宮崎淳 |
|--------|------|----|-----|

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

梅雨に入りましたが、今年は雨が少なく本当に暑い日が続きます。体には十分注意をしていただきたいと、このように思っております。また、6月の定例会におきましては、昨年の9月からクールビズということで麻のシャツを着用してもらっております。皆さんのご協力本当にありがとうございます。

本日から定例会が開会されますが、皆さまのご協力のもと議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成25年6月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（本田秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番、森 隆一君、14番、竹中秀夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（本田秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間に行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの14日間に決定いたしました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（本田秀樹君） 日程第3 町長提案趣旨説明、町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変ご苦労さんでございます。本日ここに、平成25年6月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位にはご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先般の報告をちょっと入れさせていただきますが、先日、本県に来県されていた自民党の河野太郎議員と、米原市長とともに長浜でお会いをいたしました。河野さんは「超党派の原発ゼロの会」の発起人であり、私たちは「脱原発首長の会」のメンバーであります。昨年、国会議員会館内で河野さんたちゼロの会と、脱原発首長会が文部官僚など関係官僚とともに勉強会がありました。河野さんの迫力ある追及に圧倒されたところであります。

先日、長浜では河野さんは30分ほど時間を取ってくれまして、いろいろと話を聞かせていただきました。その中で1点だけ報告をさせていただきますが、安倍さんは原発再稼働には熱心であるけれども、発電部門と送電部門を別会社にする発送電分離と電力販売の全面自由化については、強力に進め閣議決定まで持ち込んでいると、あなたの町もぜひほかの電力を販売している会社、いくつかあるようですけども、この電力購入を検討してみたらどうですかと、このような提案をいただいたところあります。大津市も検討を始めたようですし、本町もぜひ、どのぐらいのメリットがあるのか、参入する業者があるのかどうか、こういった点も含めて検討する価値があるかなというふうに感じた次第であります。

さて、今期定例会に提案をいたします議案についてご説明を申し上げます。人事案件1件、報告案件3件、改正条例の専決処分承認案件2件、平成24年度愛荘町一般会計の補正予算の専決処分承認案件1件、条例制定案件2件、改正条例の議決案件5件、規約を定める議決1件、指定管理者の指定に伴う議決1件、次に予算案ですが、今年度平成25年度一般会計の補正予算ならびに介護保険事業特別会計の補正予算、下水道事業特別会計補正予算、以上19案件をご提案させていただきました。

概要を申し上げます。まず、人事案件につきましては、人権擁護委員1名の任期満了に伴い、法務大臣に推薦するため人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

次に、報告案件3件につきましてですが、まず1つ、平成24年度滋賀県市町土地開発公社決算報告ならびに愛荘町繰越明許費繰越計算書、平成24年度愛荘町事故繰越計算書の報告であります。

次に、改正条例の専決処分承認をいただく2件についてであります。いずれも法例の改正に伴うものでございまして、税条例ならびに国民健康保険税条例におきまして、3月31日付けで専決処分させていただいたものの承認をお願いするものであります。

次に、平成24年度愛荘町一般会計補正予算専決処分の承認をいただくことにつきましては、一般会計について特別交付税2億1,300万円の増額などにより、年度末に3億300万円を基金に積み立てるなど、3月31日付けにより専決処分いたしましたので承認をお願いするものであります。

次に、条例制定案件2件についてであります。まず、愛荘町自治基本条例の制定につきましては、先の3月議会から慎重審議いただいております住民と行政の協働のまちづくりを進めるうえでの基本的なルールやシステムを定めるため、愛荘町自治基本条例を制定するものでございます。

次に、愛荘町子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく審議会として「愛荘町子ども・子育て会議」を設置し、その組織・運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に改正条例の議決案件5件についてであります。まず、愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、外国人住民に住民基本台帳カードの交付ができるようになることに伴いまして、これまでのあいしょうタウンカードの新規公募を廃止するための関係条例の改正を行うものであります。

次に、愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て会議の設置に伴い、委員の報酬を定めるものでございます。

次に、愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例につきましては、新たな町指定文化財が指定されたことにより一部改正を行うものであります。

次に、愛荘町非補助土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、土地改良事業における受益者分担金について改正するものであります。

次に、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の改正につきましては、愛の郷およびラポール秦荘いきいきセンターの町内両施設の休館日を統一するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めるものにつきましては、滋賀県下水道公社の解散に伴って新たに県と 19 市町が琵琶湖流域下水道協議会を設置するため、本協議会規約について議決を求めるものであります。

次に、愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることにつきましては、指定管理者となる団体に変更になることにより議決を求めるものであります。

次に、3 議案につきまして、25 年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。まず、25 年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は 7,292 万 9,000 円を増額し、総額 86 億 5,436 万 8,000 円とするものでございます。補正の主なものでありますが、歳入につきまして、新規事業となります農業基盤整備促進事業国庫補助金、アーチェリー教室受講者 40 人の受講料、財政調整基金の繰入金などを計上いたしております。

あと歳出につきましては長野・百々町地区の用排水路および山川原の揚水機改修などを行う農業基盤整備促進事業、けんこうプール、ふれあい福祉施設の管理事業等を計上いたしております。

次に、特別会計であります、平成 25 年度の介護保険事業特別会計補正予算では、歳入歳出それぞれ 455 万 8,000 円を追加し、12 億 7,095 万 8,000 円とするものであります。

次に、平成 25 年度下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 26 万 5,000 円を追加し、総額 12 億 7,106 万 9,000 円とするものであります。

以上、平成 25 年 6 月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 日程第4 一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 徳田文治君

○議長（本田秀樹君） 6番 徳田文治君。

〔6番 徳田文治君登壇〕

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治。6月定例会一般質問を大きく3点の事から
についてさせていただきます。

まず1点目は、県道湖東彦根線（愛知川右岸道路）の整備についてでございます。
愛荘町総合計画にある交通体系整備の現状と課題について「京阪神と北陸を結ぶ国道
8号については、御幸橋付近の渋滞の緩和をはじめ、円滑な自動車交通を実現するた
め、関係機関にバイパス整備を要望しています」と記述されています。

さらに、「施策方針として広域交通網の強化の中で、京阪神や中京圏、北陸等と本町
を結ぶ広域交通網の強化を図るため、国道8号およびバイパス、県道湖東彦根線（愛
知川右岸道路）などの道路整備を促進します」と記述されております。

現在、愛知川右岸道路早期実現の立看板があるところに、以前（平成14年9月）、
居宅があり、現在は東近江市へ立ち退きをされています。その間10年以上も経過を
いたしております。私は5日間（土日祭日を除く）、朝夕交通量の動態調査をしてまい
りました。タカタ工場より東100mぐらいから御幸橋北詰まで約30分ぐらいかかっ
ております。

そこで、次のことについてお尋ねをいたします。平成22年の9月定例会一般質問
で、ある議員さんが質問をされています。その答弁にあります「県当局と連携して検
討する」とありますが、その後、どうなっているかをお伺いをいたします。

2点目でございますが、町のT P Pの考え方についてお尋ねをいたします。関税と
非関税障壁の撤廃を目指すT P P（環太平洋連携協定）に参加した場合、政府の試算
では農業分野の生産額が3兆円減少する見込みです。

一方、工業製品の輸出が増加し、G D P（国内総生産）を3兆2,000億円押し上げ
る試算されております。また、農林水産業はじめ医療・社会福祉、金融・保険などの
サービスの自由化、食品・医療品認可の安全基準などの規制緩和や撤廃など、国民の
生命に直結し、生活に計り知れない影響を与え、自治体の制度や政策にも重大な影響
があると言われております。T P Pの参加で被災地の復興、農業の再生、持続可能な

地域づくりを目指す地域・自治体の取り組みはどうか、さまざまな疑問があります。そして、先々月だと思いますが、県による試算によりますと、農業生産額が 250 億円減少すると見込まれております。

そこで、次の 2 点の事についてお尋ねをいたします。まず 1 点目が当町に及ぼす影響と取り組みはどうであるのか。2 点目は持続可能な地域づくりを目指す地域はどうか、でございます。

最後に、町の農業政策についてお伺いをいたします。政府は 4 月にまとめた「農業・農村所得倍増目標 10 ヶ年戦略」を基に、多様な担い手の育成や食糧自給率・自給力の向上、多面的機能の維持を図り、生産する喜びを実感できる農業・農村を目指すとしています。これをどう実現するのか、必要な財源を含めて具体的な道筋を示すことが問われています。

また、「本町の平成 22 年の農家数は 914 戸で、昭和 50 年と比較すると、約 1,100 戸減少しており、これまで集落営農組織や特定農業団体の設立、認定農業者制度の推進など担い手不足の解消に向けて取り組んできました。今後も農地の集積を進めるとともに、法人化を推進し、所得の安定を図っていく必要がある」と、愛荘町総合計画には記述されています。

そこで、次の 2 点についてお尋ねをいたします。まず 1 点目は具体的な経営所得安定対策はあるのか。2 点目、集落営農の法人化に向けての推進はどうなっているのか。

以上、3 点のことについてよろしくお願いをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 徳田議員のご質問のうち、T P P に関連するご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、T P P の状況であります。先般、ペルーの首都リマで開かれていた環太平洋連携協定の 11 ヶ国による拡大交渉が終わりまして、次回はマレーシアで 7 月 15 日から 25 日まで開催され、日本の参加は終盤の 3 日間について集中討議されるということでもあります。林農水大臣は会見で「米など 5 品目の関税維持に全力を尽くす」と述べています。8 月には各参加国と個別に調整を進めたうえ 9 月の本格交渉に臨み、米など重要品目を関税撤廃の例外として扱うよう求めるということでもあります。しか

しながら、このような聖域の設定に強い難色を示す国も多く、相当な交渉の難航が予想されているところであります。そして、10月には大筋合意して、年内に交渉妥結をしておりますけれども、日本の要求が認められない場合は年内妥結にこだわらない強い姿勢で臨むと信念を示しておられるところであります。

農産物への影響額ですが、政府の公式発表によりますと、3兆円の減少を認めており、滋賀県は畜産物を含めた8品目で249億円減少すると発表しております。これは総生産額の40%にあたります。同じ試算方法で本町における影響額は6億円とはじいております。県では直接的な損失のほか、農業の持つ環境や生態系、治水効果などの多面的機能の損失は700億円に及ぶと推計をいたしております。

一方、安倍総理は、先般、農業所得の倍増、農産物の1兆円の輸出拡大を打ち出しましたが、具体的な施策が何も示されていない中、本当にそんなことができるのかと言った声も多く、選挙向けのアドバルーンであってはならないと思った次第であります。

次に、持続可能な地域づくりについてであります。意欲ある農業者が安定した農業経営が計れるよう経営所得安定対策制度を適切も活用するとともに、昨年度より国が進めています集落の話し合いによって、地域農業の今後のあり方を考える「人・農地プラン」の策定をさらに推進し、本プランにおいて担い手と位置づけられた方々への農地集積を進めながら、地域農業を継続維持していきたいと考えているところであります。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

[建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇]

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 徳田議員のご質問のありました県道湖東彦根線（愛知川右岸道路）の整備について答弁をさせていただきます。

県は、平成24年度に見直した今後10年間における県内の道路整備計画「滋賀県道路整備アクションプログラム2013」において、県道湖東彦根線を改築事業として継続すると掲載をいたしました。しかし、県道湖東彦根線は県道神郷彦根線の改修計画法線と一級河川である不飲川改修計画法線と交差することから、まず県道神郷彦根線の改修を先行させ、不飲川の改修計画が具体化した段階で進められる予定と聞いているものでございます。平成22年9月議会以降の今日までの状況を説明させていただき、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

[産業建設主監 北川元洋君登壇]

○産業建設主監（北川元洋君） 徳田議員のご質問の町の農業施策についての1点目、具体的な経営所得安定対策について答弁させていただきます。

自民党が取りまとめました「農業・農村所得倍増目標 10 ヵ年戦略」を見てみますと、今後 10 年間の間に全農地の8割を担い手に集積させる、さらには農地の多面的機能を維持するため日本型直接支払い制度を法制化する、また新規就農者を年間1万人から2万人へ倍増させる等々、大胆な中身となっております。

こうした戦略によって打ち出される新年度以降の施策の動向を見極めながら、国の制度を最大限有効に活用し、農家の所得安定を図ってまいりたいと考えております。

次に、集落営農の法人化に向けての推進であります。これにつきましては東びわこ農協および彦根市、犬上郡3町および当町で構成します「湖東地域農業センター」を核に、今後も取り組んでまいりたいと考えております。なお、本センターでは、昨年度、集落営農法人化に向けての相談会や複式農業簿記研修会、農業の経営にかかる相談会、集落営農リーダー情報交換会などを開催されており、今年度においても同様の事業を計画されております。

また、国は集落営農を持続性のある経営体へ導くため、集落営農が法人化された場合、1団体につき定額40万円を助成する支援制度を創設しており、これらの制度の活用も関係者に啓発してまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 6番 徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治。再質問を行います。

T P Pの影響試算でございますが、先日も新聞、テレビなど報道がありましたんですが、大学教授の会からT P P試算の影響試算をやってみますと、このグループというのは900人の研究者でつくっておられる「T P P参加交渉からの即時撤退を求める大学教授の会」ということで、日本が環太平洋連携協定T P Pに参加した場合、影響額を独自に試算して発表されたものでございます。

それによりますと、農林水産業と関連産業で生産額が11兆5,400億円減ると発表されています。また、雇用については、両産業合わせまして336万人も失われ、国内総生産はG D Pは4兆8,000億円、2%落ち込むと発表をされましたが、そのことに

ついてどのようにお考えかお伺いたします。

それと、愛知川右岸道路の件でございますが、これは先ほどもご答弁いただきましたように、まず神郷彦根線の改修を先行させ、不飲川の改修の計画を具体化した段階で進めて行くと聞いております。先ほども一般質問させていただきましたように、平成14年に、地元の方がちょうど今愛知川右岸道路の看板があるところに居宅をしておられまして、相当年数が経っております。やはりこれからも県当局ならびに関係諸団体と協議を強硬に進めていただきたいなど、このように考えておるわけですが、その点についてご答弁を頂戴したいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） TPPに関する再質問にお答えをさせていただきます。

今、徳田議員がおっしゃいました学者グループの試算のことについては、私は存じ上げておりませんが、農業生産額、だいたい8兆円から9兆円ぐらいだと総生産額というのが、白書等の計算であります。その中で4割が失われるということも、もう政府自体が認めていることでもありまして、そのようになるんだろうというふうに思います。一方、経済界の中でも先般榊原さんという有名な方、新聞に論調をを発表されたんですけども、完全撤廃しても日本の自動車業界とか電気業界には大して影響がないと、だから失うことの方が多いの違うかという経済界でもそういう意見がありまして、特に自動車なんかは国内で生産したものを輸出しているよりも現地でやっておられる方が、もうはるかに多いわけですから、それはほとんど完全に影響がないと、アメリカ車1、2%、オーストラリアも含めてですけども、関税が日本車にかかっているようです、アメリカなんか、そう言ったものを撤廃されたとしても、自動車業界が私が記憶しているのでは2500億円ぐらいのものだというようなことが書いてあることがある。それぐらいの利益のために3兆円も失うのは私がおかしいなというふうに思っているんですけども、そんな状況の中であえてこのTPPの交渉に突き進もうとしている意図はほかにもっとあるんじゃないのかなというようなことを思わざるを得ないのでありますが、その辺は経済界との関係の深い政権として、いろいろと判断をされていて、わからないところもたくさんあるのですが、慎重に農業問題としてはぜひがんばってほしいなというのが思いであります。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 今ほど質問をいただきました件でございます

が、県道湖東彦根線につきましては河川管理者との協議、また不飲川の改修計画というところで調整が必要になってこようかなというふうに思うわけでございます。

また、地権者との協議も必要なことから、当課も引き続き県の方に強く要望をしてまいりたいと考えています。

◇ 伊谷正昭君

○議長（本田秀樹君） 1 番、伊谷正昭君。

〔1 番 伊谷正昭君登壇〕

○1 番（伊谷正昭君） 1 番、伊谷正昭です。一般質問します。

合併後 8 年を迎え、愛荘町の将来を展望し、まちづくりの基本理念や目標像とその実現のために策定をされました「愛荘町総合計画」の基本計画や、「地域防災計画」の見直しをされております。愛荘町の具体的な将来像を描きながら、住民満足度など選択と集中による効果的な施策の推進に向けまして、あらかじめ十分な内部協議と説明責任を課せられるよう、この 25 年度の予算を編成されたところであります。

昨年度末に政権交代が行われまして、アベノミクスと呼ばれる施策によりまして、株価の上昇をはじめ、一気に景気の好転の動きが見えてきております。3 本の矢のうち、財政施策は国土強靱計画が中心とした公共事業が主であろうと思います。

そこで、社会資本の老朽化の問題についてお尋ねをさせていただきます。私たちの身の回りにある社会資本の老朽化をしていることについて気づいておられますか。社会資本には学校、図書館、公民館などの公共施設と、道路、橋、下水道などと、広域施設の上水道、ごみ処理場、火葬場などのインフラがございます。

これらは高度成長期に集中的に整備をされ、30 年から 40 年を経過した現在、これらは一斉に老朽化をしていくわけです。この社会資本は物理的なものでありますから、永久に使えるものではありません。安全に使い続ける限度は、おおむね 50 年と言われております。今後は安全が保障されない社会資本が増えてくることになろうかと思っております。

昨年の中央自動車道の笹子トンネルの天井崩壊事故は、我が国のインフラの老朽化による事故の危険性を示したものでございます。これらは氷山の一角にすぎないと思いますが、老朽化をこのまま放置すると、建物の倒壊、橋が落ち、水道が破裂するという悲惨な時代を迎えることになると思います。インフラの老朽化対策はまったなし

の局面を迎えているわけです。

そこで、次にお尋ねをしたことは、この社会資本の老朽化問題は町長は、町長の喫緊の課題として強く認識をしておられるか、そうでないのかについて所見をお聞かせ願いたいと思います。

2つ目は、認識をしているとすれば、問題意識の内容と今後の取り組みの方向性についても答弁を求めたいところであります。

次に、町の保有する社会資本について、現状把握は適切に行われているかについてお尋ねをします。1つ目は町の公共施設とインフラ資産の状況の概要はどのようになっているのか。2つ目は施設の保有の課題はどのように整理をしているのか、以上、答弁を求めたいと思います。

さらに、社会資本の適正化に向け、町の目指す姿と基本的な考え方について、お尋ねをしておきます。1つは町の保有する社会資本に関する経営方針や老朽化への対処方法はどのようになっているのか。2つ目は縦割りではなく、一元的に取り組みを可能とする体制は役場内にしっかりと構築されているのかについてもお尋ねをしたいと思います。

大きく2点目につきましては、指定管理者制度についてお尋ねをします。

指定管理者制度は平成15年の法改正によりまして、同年施行をされたものでありまして、愛荘町では本格的に平成18年の合併から指定管理者制度による施設の管理の実施されておりまして、現在22施設、16の指定管理者が運営をされております。それぞれ異なる施設ではありますが、当然、各管理者の締結時に交わします条件なども異なってくるわけですが、しかし指定管理者制度を導入する目的である町民のサービスの向上と経費の節減などを図ることは、すべての施設で共通するものであらうと思います。

そこで、3点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。指定者管理制度の施設の管理において、民間の力を活用しながら、サービスの向上と経費の節減を図ることではありますが、指定管理業務が適切に行われているか、どのような確認をされているのか。また、導入前と比較をして全体で昨年度末、24年度末で年間どのぐらいの経費節減の効果があつたか答弁を求めるものであります。

2つ目は企業選定時の情報提供に関する問題として、サービスの向上に関する企業からの提案内容などや、モニタリングの実効性（契約通り業務が遂行されているか監

視すること)など、全庁的に改善を促進すべきと考えるが、運営面での管理の観点を踏まえまして、今後の改善点と方針を示していただきたいと思います。

3つ目は、指定管理者の評価について、町の監視やチェックなど、どの程度の行き届くかという点につきましては、疑問視とする声が上がっているわけですが、指定管理期間が長期スパンの施設が増える傾向にあることを含めまして、内部評価のみならず第三者による評価が必要と考えますが、町はどのような見解をされているのか答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

○議長(本田秀樹君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 伊谷議員のご質問のうち、社会資本の老朽化問題について、お答えをさせていただきます。

我が国の高度成長期以降、急速に整備されました社会資本が加速度的に老朽化する事態が到来をいたしております。例えば、道路橋にあつては20年後、全国的に65%の橋が50年を経過すると言われております。現存する社会資本ストックの効率的な維持管理や更新のあり方について検討しなければならない時期が到来をいたしました。

国土交通省では、社会資本老朽化対策会議を開き、インフラの総点検を集中的に進めるため、今年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、今後3年間で当面講ずべき行程表を先般発表されたところであります。今年度末には技術基準を改定し、自治体への技術支援を行うとしています。特に自治体によってばらつきのある技術基準やマニュアルを統一的なものに整理し、来年2014年度から本格的に運営をはじめるとしています。本町におきましても、国の技術基準やマニュアルが示され次第、現状を整理し、計画的に対応しなければならないと考えております。

現時点における個別の施設ごとに、現在の取り組みについて述べさせていただきます。まず、道路、橋梁、下水道については、昨年度より、その取り組みをはじめました。そのうち、橋梁におきましては、昨年度161橋の調査結果を踏まえ、策定をいたしました「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今年度より順次、予防保全型修繕工事をはじめます。

道路につきましては、国の補正予算を活用し、今年度、舗装の劣化状況等を把握する路面性状調査を実施し、その結果を基に「舗装維持管理計画」を策定し、計画的な補修に努めてまいります。

下水道にありましては、平成元年に最初の整備がされて以来、25年目であります。今年度、下水道長寿命化全体構想にかかる計画を策定をいたす予定であります。

また、数ある公共建物につきましては、公有財産台帳をデータファイル化しております。また、このファイルから、私拾ってみましたけれども、30年経過の建物、つまり昭和58年以前建設の建物は24棟に及びます。これらの建物はいずれも鉄骨造か鉄筋コンクリート造であります。着実に老朽化は進んでまいります。今後も適切な住民サービスを提供し続けていくためには、計画的な改修計画を立て、適切な維持管理と修繕を行い、長寿命化を図らなければならないと考えております。

次に、広域行政にかかる施設の状況であります。まず、上水道についてですが、東近江市と1市1町で運営をしております愛知郡水道事務所では老朽化してきている水道管の敷設替えや浄水池でありますけれども、これについて平成25年度、今年度から27年度にかけて長寿命化計画を策定いたします。

次に、ごみ処理場につきましては、リバースセンターで燃やすごみの処理を行っておりますが、当施設は平成10年4月から供用開始し、16年目に入り、機器の修理や交換も随時実施しているところであります。最終的には、この施設を更新することなく、彦根愛知犬上1市4町で検討中の広域施設に移行することになります。

次に、火葬場につきましては、東近江市と1市1町で管理している愛知郡広域斎場であります。昭和62年から供用開始し、26年目に入り、老朽化が進行しております。平成26年度から開始をされます彦根愛知犬上広域行政組合の斎場である紫雲苑への加入に向けて、彦根愛知犬上広域行政組合と協議を進めているところであります。

以上が施設の概要ですが、広範多岐にわたるこれらの施設は、それぞれ施設の特徴、利用形態に応じた対策が必要であり、同時に管理水準の見直しや維持管理コストの低減を考えた管理の効率化を進めるため、スクラップアンドビルド、予防保全の考え方に立つアセットマネジメントの手法を取り入れる必要があると考えております。

しかしながら、施設の劣化状況、検査解析などは不十分であり、全体像がつかめていないのが現状であります。技術基準の向上も目指さなければなりません。ともかく急速に老朽化が進展する社会資本対策は喫緊の重要課題として強い問題意識をもっており、これまでの個別の管理体制から今後は縦割りではなく、一元的、統一的な取組体制の必要性を感じているところであります。

また、一斉に更新日を迎える施設の更新には、莫大な費用を要し、中長期にわたる

財政計画も必要であると考えているところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

〔副町長 宇野一雄君登壇〕

○副町長（宇野一雄君） それでは、伊谷議員の２点目の指定管理者制度についてのご質問のうち、指定管理者の評価について内部評価のみならず第三者による評価が必要と考えるが、町の見解についてのご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、平成１５年９月の地方自治法の一部改正により、議会の議決を得て、地方公共団体の指定を受けた指定管理者、いわゆる企業やNPO等が管理の代行を受けられることとなりました。

ご案内のとおり、この制度の狙いといたしましては、民間業者の経営手法や運営ノウハウが活用されることにより、管理経費の縮減や利用者ニーズへのより迅速な対応など期待できるとされたところであり、本町におきましては平成１８年９月より指定管理者制度を本格導入したところであります。なお、学童保育所の指定管理者につきましては合併前の旧愛知川町から実施しております。

ご質問の指定管理者に対する評価であります。指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は期間を定めて行うこととされており、本町におきましては、平成１８年９月より導入いたしました指定管理者につきましては、指定管理の終期が年度途中となるため、原則３年半の指定期間とし、更新時からは５年間としたところであります。

また、指定管理者の指定を行う際、愛荘町の公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、細部に渡り、指定期間内における協定を締結いたしております。また、別途、当該年度の年度協定を締結いたしております。当該条例および協定書に基づき、年度終了後に管理業務の実施状況および利用状況、また管理にかかる経費の収支状況などの事業報告書類の提出を求めています。また、年度途中には、指定管理者に対し、担当各課によるモニタリングを実施しております。モニタリングの詳細につきましては、総務課長からご答弁を申し上げます。

このことに関する評価でございますが、管理業務の実施状況につきましては、今申し上げましたモニタリング結果を踏まえ、指導を行っております。また、指定管理料等収支経費につきましては、適性を期す必要がありますので、これら実績報告書に基づき適切に指導を行っておりますとともに、監査委員による監査を実施していただい

ているところでございます。また、施設によりましては、指定管理者が投書箱などを設けまして利用者の意見を聴取しているところであります。

ご質問の第3者評価であります。手法といたしましては、地方自治法第13章各章に設けます外部監査契約に基づく監査制度がございます。この外部監査につきましては、弁護士または公認会計士などと包括外部監査契約および個別外部監査契約を締結し、実施することとなりました。しかしながら、指定管理者制度は冒頭申し上げましたとおり、民間業者の経営手法や運営ノウハウの活用などの狙いがございます。指定管理者を募集する時に、募集要領や業務仕様書を示しており、加えてプレゼンテーションの中で自主性を重んじて指定していることから、指定する側があまり管理運営に関与すべきではないというように思っております。しかし、利用者の不都合が生じているとすれば指定管理者を指導しなければならないため、今後は第3者機関を設置するのではなく、町独自の投書箱を設け、利用者の意見を賜り、この意見をモニタリングに反映させ改善していきたいと考えております。

今後、指定管理者制度の運用につきましては、平成22年12月28日付けで、総務省自治行政局長名で地方自治法に基づく組織および運営の合理化にかかる助言の通知が出ておりますので、この点も踏まえ、適正に指定管理者制度の運営を行ってまいりたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

○管理主監（北川孝司君） 伊谷議員の質問のうち、町の保有する社会資本の現状把握および社会資本の最適化についてお答えをさせていただきます。

愛荘町では、平成23年度に実施いたしました公有財産建物精緻化委託業務におきまして、各課から聞き取り調査を行い、公有財産（特に建物などの施設）の取得年月、所在地、施設面積、用途、構造、取得価格などの基本的情報を一覧表として管理課で管理しております。この情報は、決算書の財産に関する調書ならびに国が行う公共施設状況調査に使用する目的で管理しておりまして、さらに公会計も利用できるように整備をしている状況でございます。

施設の老朽化に関する施設状態の調査結果、老朽化過程の現状分析結果、維持・管理履歴などの情報管理が現在ではできていない状況でございます。将来的に必要となりますので、研究を重ね、検討する取り組みを実施していくよう考えているところで

ございます。老朽化の対処方法としまして、予防保全を計画的に行いますアセットマネジメントを導入する中の方策を検討してまいりたいと考えております。

また、体制につきましては横断的な取り組みを行っていく必要があることから、当該事務のとりまとめに関しましては、総合政策課において一元的に集約して実施していくこととしますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

〔総務課長 中村治史君登壇〕

○総務課長（中村治史君） それでは、伊谷議員のご質問のうち、2点目の指定管理者制度についての1番目につきまして、お答えさせていただきます。

本町におきましては、平成18年9月に指定管理者制度を導入以来、現在、指定管理施設は16施設、指定管理者は15団体と基本協定を締結しております。町と指定管理者は仕様書、協定書および指定管理者の事業計画に基づくサービス水準を維持するため、全庁的なモニタリング指針を作成いたしております。

指定管理者自身が行うセルフモニタリング、各所管課による一斉モニタリング期間といたしまして、毎年10月に実施しているところでございます。一部施設におきましては、施設の利用状況に配慮し、若干実施時期が異なり、十分であるとは言い難いのも事実であります。モニタリングの内容ですが、管理状況、運営状況、収支状況、利用者の満足度や苦情・要望事項などについて評価しており、平成24年度の結果はおおむね良好でした。

今後におきましても、指定管理の透明性の確保のため、モニタリング結果の公表や利用者からの苦情や意見など適切なサービスの提供が行われていないと判断した時には各所管課により、随時モニタリングを行うなどにより、一層の日常管理・運営適正指導に努めてまいりたいと考えております。

また、導入前後の経費比較として、業務効率化などによるコスト削減が期待されますが、指定管理者制度導入＝コスト削減ではありません。利用される方へのサービス水準の低下を招かないよう、また重大な事故等を未然に防止し、指定管理者の管理運営の適正な執行などの指導徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についての2番目のご質問にお答えいたします。本町の指定管理者制度は導入より6年経過しており、モニタリング等において改善すべき点があると考えているところでございます。指定管理者制度施設においては、その施設利用

時における安全性の確保と利用満足度の向上を図ることが重要です。したがって、指定管理者による施設運営の適正度の判断や、業務運営にかかる問題抽出を図ることが可能となる評価手法を身につける町職員の研修を行い、指定管理者制度の適正な運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。再質問をさせていただきます。

1点目は公共施設に対する更新の投資についてであります。先ほど答弁をいただいたところでありますが、更新の費用の推計額、約ですね、それと今更新可能な施設についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、2番目に、その更新の投資にかかる中長期の財源計画の見通しと、更新の費用などについてのどのように調達をされるのかについて答弁を求めるところであります。

次に、老朽化対策と先般の総合計画ならびに地域防災計画の関係について、お尋ねをしたいと思います。見直しを策定をされた新しい総合計画の体系に、この老朽化対策はどのように位置づけをされているのか。

また、この計画の期間内に新たに整備をされる施設の内容と建設予定地の年次についても、その考え方についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

3つ目は、それぞれの避難場所が防災で指定をされておりますが、この老朽化施設の整備計画、この避難場所の整備計画について、どのように考えておられるのか。その点についてお聞きをさせていただきます。

それと、先ほど、町長の方からご答弁いただきました国の予算の概要が示されたわけですけれども、その社会資本の正確な長寿命化老朽化対策を進めるというふうにお答えをいただき、その中で国の方はそういうことでおっしゃっているんですけれども、また25年度までに橋梁の健全度調査をされたと思うのですけれども、橋梁の長寿命化計画策定、市町にも補助金を出すというような、今回の補正かというふうに思うのですけれども、計画的なインフラ整備を、それについて後押しをするという形になっております。それを受けて、愛荘町も計画策定を進められるというふうに思っておりますが、予防保全計画を立て、橋梁の長寿命化を図ることで約どのぐらいの経費の節減ですか、と試算をされているのか。また橋梁の長寿命化修繕計画につきましても、経費節減、その減額をされるコスト削減ですね、この意識として、そして維持管理費

の改修費の平準化による財政負担による計画がどのようになっているのかということをお尋ねしたいということです。

それと、今後維持管理、改修費の平準化のために計画的な基金を積み立てる必要があらうかと思えます。その財源を道路や橋梁、下水道を整備していくという形ですが、資金の積み立てをどのように予定をされているか、合わせてお聞きをしたいというところです。

もう1点、社会資本の整備総合交付金事業ということで、今言いました橋梁長寿命化修繕計画、橋梁の補修なんですけれども、今年度25年度の新規予算として2,100万円を計上をされておられますが、これの内容ですと、橋梁の161橋のうち、25年度は6橋、6つの橋を補修するという計画になっておりますが、これでいきますと、161橋が全部悪いとは言いませんけれども、161橋を6で割って何年かかるのかなど、まあ概算ですけれども、そこまで計画を含んでおられるのかということを含めてお聞きをさせていただきたいというところです。

いくつも申し上げますが、先ほど公共施設の老朽化対策を申し上げてご回答を、答弁をいただいたんですけれども、施設全体でありますけれども、それまでには建築はもちろんのことですけれども、建築の中身、内装とか、もちろんですけれども電気設備とか、機械設備、こういう形はどういうふうに、今計画を立てておられるかということです。それと、優先基準を付けて選定をされていると思えますが、この件はどうなっているかということもお聞きしたいと思えます。

最後であります、日常の点検はもちろん、長寿命化の点検は、点検重視型の一律補修をたぶん行っておられると思うのですけれども、中長期の保全計画、策定につきまして、施設管理者それぞれ管理者がおられると思えますけれども、これは外部も内部もおられますけれども、点検結果とか、5、6年に一度行いますローリング調査ですね、劣化診断と中長期の保全計画に反映をし、点検重視型の維持補修をどのようにされているのかお聞きをしたいというところでもあります。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） おしなべて言えば、すべてこれからであります。おっしゃることについては、これからすべてやることでありまして、細部にわたっては何もできていないのが現状であります。国の方の技術基準とかマニュアル等を見ながら、更新の費用、投資の財源計画、こういったものはこれからやっていかならんというふう

に思っているところであります。

避難場所の問題については、これは総務課長の方からちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、橋梁の問題それから道路の補修計画、道路の問題、こういったものについては建設課長の方を答弁をさせていただきます。

それから、建物については全施設、老朽化してまいりますので、ああいう水の周りなんかは既に使用停止しているところもあるような状況でして、早速何とかせんといかんなどというところがたくさん出てまいっているというふうに思います。

そう言ったものの全体的な計画、施策は、これからやっぱりやっぴりやっぴいかならんというふうに思っているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

○総務課長（中村治史君） ただいま再質問いただきました避難場所における老朽化対策ということでございます。まさしく議員ご指摘のとおりでございます。町長も答弁させていただいたとおりでございます。これからしっかりと詰めていく必要があると思いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

○建築・下水道課長（中村喜久夫君） 今ほど橋梁の長寿命化の修繕計画でございます。これにつきましては、対処療法型から定期的に点検をして予防保全を行っていくという予防保全型を行って行って、工事費等の縮減を図っているというものでございます。今後 50 年の計画で試算の方をしておりますが、予防保全型で行いますと今後 50 年には 9 億円のお金の方が削減ができるというような状況になっているものでございます。

今年度につきましても、その 2,100 万円を持ちまして工事 6 橋の方をやっていくものでございますが、財源といたしましては社会資本の交付金の方で対応をしていくということで、今後、計画があるんですが、5 年を目途にまたそれについての検討をしてみたいということで、今後 2,000 万円から 2,500 万円の間で財政事情もございまして、一度に 1 億円というお金を使っていくということはなかなか無理だと思っておりますので、5 年で進めてみたいというふうに思っているところでございます。それで 161 橋あるんですが、今後 20 年後にはこれがどうなっているかと言いますと、20 年後に 50 年以上の橋というのは全体の 135 橋という形になりまして、全体の 84% が 50 年を超えるという形になってきますので、今後この予防保全型で対応していき、

50年の延命をさせていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） 施設の電気、給排水の施設の更新計画ということでございますけれども、点検、毎年、電気そして消防設備等の同時点検等を受けまして、その時に指摘のあります項目につきましては、法的なものはすぐ対応させていただきますけれども、大きなものにつきましては順次、優先順位を付けながら更新をしているところでございます。

ただ、議員指摘のとおり、中長期的に計画をして長寿命化をしているというのは、まだ現在まだ考えておりませんので、やはり、コスト削減とか長寿命化につきましては、これから調査結果を基にしまして計画を立てていきたいなというふうに考えております。

また、先ほど言ったように、特定建築調査というのがございまして、そちらの方に点検をしていただいております。その結果につきましても長寿命化の方に含めて計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） 先ほど、これからコスト削減もありますし、平準化による財政計画というような関連で、基金設置についてのご質問がございました。議員ご指摘のとおり、現在の愛荘町にあります基金では財調以外対応ができないような形ですので、特定目的基金の設置ということで、また新たな設置について条例策定をお願いしていく必要があると考えております。以上でございます。

○町長（村西俊雄君） 同じです。答えてくれましたので。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。再々質問をさせていただきます。

先ほど総務課長から指定管理者制度についてご答弁があったんですけれども、指定管理者制度というのはコストではないと、それより利用者、住民の方のサービスの低下を招かないと、そういうものが重大で安全安心的な未然に防止するというのが目的というふうにおっしゃいましたけれども、あらかじめ全体で、この指定管理者制度を設けるにあたって、それぞれ施設によって違うのですけれども、ある程度全体のコストぐらいは考えるべきではないかなというように、サービスはよくわかるんですけれども、お金関係なしに住民ということではないと私は思いますので、その点についても

う一度お聞きしたいと、このサービスだけやというふうにおっしゃいましたけれども、コストもやっぱり必要でないかなと、こう思いますので、それについてお尋ねしたいのと、先ほどもう1点違うのですけれども、老朽化についての基金については総務主監の方からお話があったんですけれども、基金の充当が必要ですが、先ほど161橋の橋梁についても、道路についても、これからずっと老朽化対策、長寿命化対策をやっていかなければならないのは常識になってきております。ただし、今の皆さん方の答弁ではこれからやと、私の思いは遅すぎるのではないかなと、こういうように思います。済んだことは仕方ないけれども、今後どうしていくかという、ある程度、中長期の計画ぐらいはご提示願って、それと次年度の予算にも反映していくと、予算が足らんということはあるので、今後これから基金をためていくということも必要でなかろうかなと思いますので、その点についてもお尋ねをさせていただきたい。以上です。

○議長（本田秀樹君） 指定管理の方は、先ほど伊谷議員の再質問にはなったので、1回目で納得したということで、指定管理の方は再々質問で言いましたね。先ほどはなかったということでしたので、それはもう理解したものとということで、再質問は答弁は除きます。

その次の今後の長期計画については答弁をいただきます。町長。

○町長（村西俊雄君） この老朽化対策は、昨年あたりから急激に皆さんが、国も地方も気づいてきて取り組み始めたというのが現状でして、24年から、実質的には24年度から橋梁や、それから他の下水道もそうですが、上水道等も取り組みを始められておりますけれども、国も申していますとおり、今年25年度が元年やと言っているぐらいで、遅きにしすというところかもしれませんが、技術基準のマニュアルも今年中につくって、地方自治体にもそれを指導すると、こういうふうなことを申し入れているところがございますので、いよいよ本腰をあげるのが、今年あたりからというふうなことでございますので、それからやっぱりきちんとした財政計画も合わせてつくっていく必要があるというように思っているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 今の再々質問に答弁ありますか。

○議長（本田秀樹君） それでは、暫時休憩といたします。再開を10時30分からとさせていただきます。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時34分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 嶋中まさ子君

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

[2番 嶋中まさ子君登壇]

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。6月議会一般質問をさせていただきます。3項目についてご質問いたします。

まず、1つ目が風疹の予防接種についてです。今年も都市部を中心に風疹患者が急増し、9割が大人であるとのこと。厚生労働省のホームページによりますと、「昨年の報告によると、首都圏や近畿地方での報告が多く、今年も同様に早い時期から増加傾向にある。抗体を持たない、または低い抗体価の妊娠中の女性が風疹にかかると、赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害（先天性風疹症候群）が起こるか可能性がある。妊娠中の女性は予防接種が受けられないため、特に流行地域においては、抗体を持たない、または低い抗体価の妊婦の方は、可能な限り、人混みを避け、不要不急の外出を控えるようにし、また妊婦の周りにいる方（妊婦の夫、子ども、その他の同居家族等）は、風疹を発症しないように予防に努めてください」とあります。

特に、昭和54年4月2日から平成7年4月1日生まれの人は接種率が低く、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は子どもの頃に定期接種のチャンスがなかったそうです。厚生労働省では、自治体や企業を通じて、予防接種の奨励を通達しており、通達を受けた自治体によっては、抗体価の低い人や、かつてワクチン接種をしていない19歳以上の予防接種の費用を全額ないしはそれに近い金額の補助を行っているところがあるようです。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。まず、当町におけるこれらの実態把握はできているのでしょうか。2、自費で予防接種を受けると、保険は適用されないため、費用は単体では4,000円から8,000円、麻疹との混合ワクチンでは8,000円から1万2,000円程度の金額がかかるとのこと。町として積極的に予防接種を受けってもらうために、全額あるいは一部補助をする考えはあるのでしょうか。答弁を求めます。

次に、ボーリング教室についてお尋ねいたします。昨年、県内唯一の本格的なアーチェリー場ができ、今年から町民参加のアーチェリー教室が開催されるようになって、将来のオリンピックが楽しみだなどと思っておりますが、さて、今職場をリタイアした団塊の世代がとうとう介護予防手帳の配付を受けるようになってきました。私たち団塊の世代以上の中高齢者が、今や日本の人口比率の多くを占めてきていますが、まだまだ健康で元気に社会貢献をしてもらえるよう、町としても介護対策以上に中高年世代のための健康福祉政策と生涯学習政策の充実も図っていかねばなりません。

私も団塊世代の一人ですが、先日、町教育委員会後援の健康ボーリング教室があるということで、教育委員会が後援しているのなら、ぜひと思い、参考までに応募いたしました。応募者が多く、キャンセル待ちでしたが、何とか参加することができ、国道8号沿いにある愛知川ボウルで開かれる教室に通っています。

主催は日本プロボーリング協会です。全国各地で、この健康教室を開催しているようですが、滋賀県での教室開催は今回が初めてだそうです。5月から6月にかけて、毎週火曜日の午前と午後に各3時間ずつ8回の教室がボーリング場を貸し切って開催され、授業料は2,000円です。しかし、私が参加しているグループ66人の中に当町の住民はわずか3人で、ほとんどが近隣市町から参加者でした。最高齢は82歳の男性でお元気に皆さんと教室に参加し、ゲームを楽しんでおられます。おかげで身近なスポーツとして再認識することができました。

町内にボーリング場もあることですし、年中天候に左右されずに中高年でも気軽に参加できるボーリング教室を、もっと町内の方々にも積極的に呼び掛けて、いろいろと取り組める選択肢を広げていければ、スポーツが盛んな中高年も元気なまち愛荘町としての町のPRにもなります。

そこで、ボーリング教室についてお尋ねいたします。1つ目、ボーリング教室を後援した経緯はどういうことであつたのでしょうか。2、今回限りでなく、今後年間行事の取り組みとして考えておられるのでしょうか。3、町民の健康福祉と生涯学習政策の1つとしてアーチェリー教室と同様に、この際ぜひボーリング教室も幅広い年齢の方々を対象に大会なども考えていけないのでしょうか。以上、教育長に答弁を求めます。

3つ目の質問ですが、救急医療情報キット「命のバトン」についてです。救急医療情報キット「命のバトン」とは、すべての住民の安全安心を目的に、急病になった時

に駆け付けた方や救急隊員に持病やかかりつけの病院など、必要な情報をより早く確実に知らせるために必要な情報を記入し、自宅の冷蔵庫に常備するためのケースを「命のバトン」と言います。命のバトンにはかかりつけの医師や持病、それに常用している薬などのほかに、身内などの緊急連絡先の情報が記入された紙が入れられ、普段は冷蔵庫の中に保管されています。玄関先には「命のバトン」があることを示すシールを張っておきます。これによって緊急時や災害時でも家族が慌てずに対応ができるようになります。

各地の社協や、自主防災会で高齢者や障がい者を抱えるお宅などを中心に取り組みが広がっているようです。当町も新興住宅地も多くなっており、お互いの情報がわかりにくい状況になりつつあります。万が一のために、全世帯を対象に、この「命のバトン」を配付してもらいたいと思いますが、それがだめなら、まずは高齢者の方々や障がい者の方々を中心に、民生委員さんや自主防災会等を通じて、この「命のバトン」の配付を進めて行ってはどうでしょうか。ぜひ、検討してもらいたいと思います。町長の答弁をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 嶋中議員のご質問のうち、「命のバトン」の取り組みについてお答えをさせていただきます。

「命のバトン」につきましては、かねてから、住民の方からもご提案をいただいております。救急情報を的確に、かつ迅速に伝達できる大変有効な方法だと思っております。特に、この情報が冷蔵庫という、どの家にもあり、情報の在りかが誰でも簡単に探せる冷蔵庫に置くという発想がシンプルでわかりやすい方法だと今でも思っております。

予算編成前に、所管課にはぜひ検討するよう指示をいたしました。予算も計上いたしておりますので、ご提案の趣旨が活かせるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、高齢者や障がい者への支援方法につきましては、地域における支援体制と連携が必要なため、福祉課が所管しています地域支援会議で協議いただき、「命のバトン」の普及にもご協力をお願いしたいと考えているところであります。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 風疹に関する当町の実態と予防接種の無料化についてのご質問にお答えします。

まず、当町の実態です。当町を含む湖東圏域の患者発生状況は、1月から4月までは1名でしたが、5月中旬に2名の発症が確認されています。全国的には昨年から関東の都市部を中心に流行しはじめ、今年に入り、関西の大阪、京都、兵庫の各府県で患者数が増加しています。

愛荘町では、広報あいしょう3月号にて注意喚起をするとともに、中学1年生や高校3年生での予防接種を公費負担してきました。また、妊婦さんに対しては、全額公費にて、風疹の抗体検査を実施しています。さらに、3月には妊婦対象のポスターを掲示し、保健センターに来所される妊婦さんに風疹の感染予防を呼びかけてきたところでございます。

2点目の予防接種の無料化についてでございますが、風疹はウイルスによる感染症ですので、広域的な対策が効果的です。そのため、湖東圏域の彦根市・犬上3町と歩調を合わせ、実施の方向で検討しております。

妊婦初期の女性が風疹に罹るとお腹の赤ちゃんが風疹ウイルスに感染し、難聴や心臓病、白内障などの障がいが起こる先天性風疹症候群を起こす可能性があります。妊娠中は予防接種ができませんので、妊娠を希望する女性や妊娠している女性の夫を対象に予防接種の助成を検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。終わります。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 嶋中議員のボーリング教室についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のボーリング教室を後援した経緯でございますが、愛荘町教育委員会は教育、学術、文化、スポーツの普及および向上に寄与すると認められる事業に対して、事業を実施する団体および事業の内容等を審査したうえで、愛荘町教育委員会の後援名義の使用を承認しています。事業実施団体へは、後援名義の使用を承認する以外に、財政的、人的、物的支援は一切行わないことをご理解いただいております。

ご質問のボーリング教室でございますが、本年2月に、社団法人日本プロボーリン

グ協会から、初心者向き健康ボーリング教室として、後援名義使用の申請がありました。審査においては、ボーリングは国民体育大会の競技種目でもあり、住民に対し馴染の深い社会的に認知されたスポーツの1つであることや、開催場所が町内であること、受講費 2,000 円が必要であります、収支予算書も添付されており、営利を目的とすることなく、広く受講性を募集しておられることから、愛荘町教育委員会後援名義の使用を承認したところでございます。

したがって、2つ目のご質問である当該教室の年間行事としての取り組みについては、主催者が行うものであり、町教育委員会が関与するものではなく、3点目の教育委員会が主催するボーリング教室の開催は考えておりませんので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。再質問をさせていただきます。

まず、風疹の予防接種についてですけれども、今いろいろ検討してくださっているということでございます。本当に妊婦がそういう風疹に罹りますと、先天性風疹症候群という赤ちゃんにそういう影響が出まして、これは感染法上で全般の届け出対象疾患ということになっておりますので、本当にこれからいろいろ潜伏期間も2週間以上あるとか、そういう風疹の状況でもありますし、幼児・児童いろいろと子どもたち以上に、大人の人たちが風疹に罹っているということで、ぜひ全額補助ということをお願いしたいのですけれども、対象者を検討されている中身が今ちょっとわかりにくかったということで、何歳からとか、どういう対象で、どれぐらいの補助をしてくださるのでしょうか。そして、その予算はどういう感じで考えておられるのかということ、風疹、麻疹の混合ワクチンは、今、約今年度は360万回接種分があるというような情報があるんですけれども、十分な接種分が確保できるのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

それから、2点目の健康ボーリング教室につきましてですけれども、地方分権が現実的に今私たちが独自の愛荘町独自のいろいろな取り組みができるような時代になってまいっておりますし、これまでの通り一遍のような政策でなくって、これからはやっぱり私たち中高年が本当にどんどん活躍できるまち、まちづくりに参画できるということは大事なことだと思いますので、私は今回これはじめて、町の教育委員会が主催って、どういう、聞いたことがなかったもので、チラシを見まして参加をさせていた

できました。きちんとプロボウラーの方が3人来られて、教室を1時間半以上の教室をされます。テキストもきちんとこういうふうなテキストで、ビデオを見たり、健康に対してどういう効果があるかとか、そういった講義もあつたりで、本当に満員の参加者で、中高年ばかりなんです、実は言いますと、ですから、これは町内の方がたった3人しか来ておられないのでちょっとがっかりしたような気もしますので、やはりもっとユニークで、これからは愛荘町独自で楽しい政策ということの1つに考えていただいてもいいんじゃないかなと思うのです。ソフトボールとかバレーボールとか、いろいろ大会も開催されていますけれども、いろいろ経費もそれぞれ負担していただければいいわけですから、ぜひこういうことも考えていただけたらと思いますが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

もう1つ、3番目の「命のバトン」につきまして、検討していただいているということですが、それに対する対象者ですね、全戸配付で考えていただけているのでしょうか。そして、工夫によりまして経費がかからずに、独自の取り組みにできるように思いますので、そこら辺の内容をどのようにお考えくださっているのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井紀子君） ただいまの嶋中議員さんの再質問のうち、風疹の予防接種についての具体的なこと等についてお答えさせていただきます。

現在、湖東圏域で検討しています風疹の予防接種の助成についてですが、目的としましては、やはり一番優先的に先天性風疹症候群による障がいの発生の可能性を軽減するのを大一番に考えております。そこで、対象者といたしまして、現在考えておりますのは19歳以上で妊娠を希望する女性と、今現在妊婦さんである方の夫を考えております。ただ、先ほどからもありますように、妊娠の初期でないと風疹症候群の予防にはならないということで、4月1日以降の届け出、妊娠の届け出の方あたりを現在検討しているところです。

金額なんですけれども、そのあとのワクチンの量にもよるのですが、風疹単独のワクチンにつきましては3月時点で枯渇しております。風疹単独というのは今までから接種が少なかったというのと、それから麻疹と風疹のワクチンを混合で接種する方が抗体価の上がり具合がよいということで、もともと麻疹と風疹の予防接種は混合で接種させていただいているところです。ですから、今麻疹風疹のワクチンが現在

のところ需要としては供給量としてはあるということで聞いておりました、その予防接種の費用の2分の1、うまく風疹のワクチン単独でいければ、かなりお安くは済みますけれども、麻疹風疹になりますと高いですので、予防接種に要した費用の2分の1または上限5,000円で、できましたら生活保護受給者の方は全額補助していけたらと考えております。助成の方法といたしましては償還払いということで、接種された領収書を持ってきていただいて、返すという形で現在検討に入っております。よろしくお願いたします。

予算につきましては、何分にもまだはじめてするということで、いろいろ抗体価の保有率や婚姻率等を積算いたしまして、今回はまだ出しておりませんが、30万円弱を考えております。もう少し詳しい積算につきましては、また皆さんに提示できるようになりましたら、積算の根拠等もお示ししたいとは考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本隆男君） ただいまの嶋中議員さんのボーリングの町独自で政策を考えてもらえないかという再質問でございますけれども、ボーリングは子どもから高齢者の方まで幅広くできるスポーツであります。他のスポーツでは体力の問題、あるいは年齢の問題などで、生涯を通して行うには困難な場合が多いですが、ボーリングはこのような問題点がないために生涯スポーツとしては適したスポーツとは認識をしております。

しかしながら、アーチェリー教室や先ほどのソフトボールあるいはバレーボールといったような教室につきましては、町が所有をしております施設につきましては、そういった教室も開催することは計画いたしますことは可能でございますけれども、ボーリングの施設につきましては民間の所有施設でございますし、町が所有しておりませんので、町主催で大会を開催することは考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 嶋中議員の3点目の再質問の件にお答えいたします。

「命のバトン」の全戸配付につきましては、当初予算編成時におきましては、災害時要援護者の避難支援の中で検討しておりましたので、予算編成の内容でもお話をさせていただきましたように、本年度は高齢者を中心的に登録を推進していった、「命の

バトン」、その時はたぶん同様のこういう「A5のファイル」というお話をさせていただいていたと思うのですけれども、その予算化はしておりますので、今のところ、全戸配付までの予算はとっていないという部分もございますし、ファイルと比較しますと「命のバトン」は高くなりますので、そこら辺まではまだできておりませんので、そういう形になっております。

手法につきましては、町単独というやり方を県内でされているところは少ないです。ほとんどのところが、いろいろな団体さんをお願いしたり、社会福祉協議会、例えば区長総代会さんが中心になってやっておられるというようなところもございますので、町長の答弁にもありましたように、地域支援会議におきましてご検討いただいて、推進していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） だいたい答弁いただいたわけでありがたいことなんですけれども、1つだけちょっと風疹の予防接種の対象者につきまして、今、つまり団塊ジュニアという段階が今愛荘町にはけっこう人口比率としては多いわけですよ。30代の世代、その方々が結婚対象、子育て世代になっておまして、未接種の方もきっと多いという状況になっていると思います。ですから、今後、今のところは妊娠可能な、見込みをされている方と、それから妊娠初期の男性対象ということでしたけれども、できたら家族の方とか、そういった対象者をやはりいろいろ職場でもできたらそういった取り組みをしていただくことが大事だということも、厚生労働省は企業にも呼びかけているわけですから、もう少し対象者を広げていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

それから、「命のバトン」につきまして、やはり先ほども申しましたように、新興住宅地の方々、旧町の方々は「お隣の鍋の数まで知っているから、こんなもんいらんわ」というようなお話もあったようですけれども、やはり新興住宅が増えておる関係で、そういったところの方々にもすぐ、ここに私が預かってきた「命のバトン」は、こんなものなんですけれども、冷蔵庫の中に入れられなければ、マグネットで置いておける場所を冷蔵庫につけるとかいうようなことらしいのですけれども、たいしてお金もかからないということですし、ぜひこれは、今回は障がい者対象とおっしゃっていましたがけれども、いろいろなところで、これは緊急時は年配の方だけではなく、若い人にも起こることですので、防災対策含めてそういった対象者をぜひ今後広げていただ

けたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（本田秀樹君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井紀子君） ただいまの嶋中議員さんの再々質問の風疹の部分についてお答えさせていただきます。

団塊ジュニアや家族さんにとのことですけれども、先ほどもちょっとお話しましたように、一気に拡大してしまいますと、ワクチンも必要な方に行かないということが考えられまして、まずは妊婦さん、それと一番近くにおられる妊婦さんの夫と、それから、これからすぐに妊娠を希望される女性ということ考えてはおります。

また、現在流行っているということで、感染症ですので、終息というものもありますので、流行の状況を見ながら検討はしていかななくてはならないとは思っておりますけれども、滋賀県の他の市町村の状況でありますとか、特にこの湖東圏域の状況を検討しつつ、足並み揃えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 嶋中議員の再々質問の「命のバトン」の件ですけれども、今年度におきましては、先ほども答弁いたしましたように、高齢者を中心にとのこと、将来的なことに關しては、今後先ほども申しましたように、うちの所管の地域支援会議の中で、またご協議していただいて、おっしゃっていただいている趣旨はわかりますけれども、その中で協議していただいて、前向きには考えていきたいなと思っておりますけれども、会議の中で決定していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、燃えないごみの回収について質問します。

燃えないごみの回収は月1回です。これについては、町民の方から「少ない」との声をお聞きしています。燃えないごみは資源にならないごみで、量が少ないので月1回の回収とされてきました。しかし、「月1回ではたまってしまふ、付着した食品が臭

う」との声をお聞きしています。豊郷町、多賀町では燃えないごみは月2回の回収です。この2町は愛荘町と同じようにリバースセンターに燃やすごみを運んでいるので、分別方法も愛荘町と大差なく、量も変わらないと考えますが、月2回を実施している理由は町民の利便性を重視しているものと考えます。愛荘町のように、人口が増加傾向にあり、若者が多く転居してくるという状況を考えても、量の多い少ないの問題ではなく、町民の利便性を考え、暮らしやすいまちづくりをしていくことが必要です。

以上のことから、燃えないごみの回収を月2回に拡大することを求めますが、答弁を求めます。

次に、防災について3点ほど質問します。愛荘町地域防災計画（案）には、新たに原子力災害対策編（案）が加えられました。現在も福島原発事故が収束しない中で、茨城県東海村にある大強度陽子加速器施設で事故が起こり、原発より安全を重視する必要を迫られており、すべての原発を廃炉にすることがますます求められています。

1点目として、身近な福井県の原子力災害防止に関わってです。5月22日、原子力規制委員会が日本原子力発電（これ以降、原電と言わせていただきます）の、「敦賀原発2号機の直下に活断層がある」と正式に認定いたしました。これに対し、関西電力社長は「極めて遺憾」というコメントを発表し、5月28日には「関電社長 7月にも再稼働申請 高浜3、4号機が有力」という見出しで、新聞報道がありました。原電は、海外の2つのグループに評価を委託し、「敦賀原発2号機の直下の断層は活断層と断定できない」と発表、また専門家チームが活断層であると結論付けた5月15日に、各専門家宛てに「嚴重抗議」と題する文書を規制庁に提出するなど、異常に抵抗しています。

原子炉規制委員会が原発直下に活断層を認めたことに対する原電の抵抗、関電の原発再稼働の動きは、安全よりも原発重視の姿勢と私は考えますが、これについての町長の見解を求めます。

2点目には、安定ヨウ素剤の備蓄についてです。愛荘町地域防災計画原子力災害対策編（案）中、第2章原子力災害事前対策の第7節、救助・救急医療および防護資機材等の整備の第4で安定ヨウ素剤の備蓄について記されていますが、5月22日の議員全員協議会の説明では「備蓄するかどうか決まっていない」とのことでした。

原子炉施設等で原子力災害が発生し、大気中に大量の放射性ヨウ素が放出されたと想定した場合、放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積され内部被ばくを引き起こす可能性があ

ります。安定ヨウ素剤をあらかじめ服用しておくことにより、放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを防ぐことができます。

原発事故が起こった場合、主に子どもの甲状腺被ばくにリスクが高いことがわかっています。幼ければ幼いほど甲状腺がんの発がんリスクが高いことがわかっているそうです。40歳以上では甲状腺がん発生のリスクが低く、基本的には40歳未満、そして若年層ほど優先的に安定ヨウ素剤の服用が必要になります。

原発災害を想定して、防災計画を立てるのであれば、安定ヨウ素剤は必要不可欠の備蓄です。また、計画案の中にも安定ヨウ素剤の服用の言葉が何回か出てきます。非常事態が起こった時、備蓄しておかなければ間に合いません。

以上のことから、愛荘町地域防災計画原子力災害対策編（案）に安定ヨウ素剤の備蓄を明記することを求めますが、答弁を求めます。

3点目に、聴覚障がい者の防災についてです。聴覚障がい者は自力で移動できるため、支援の必要性は低いように見られがちです。しかし、聴覚障がい者は聞こえない、または聞こえにくいために、日常生活のあらゆる場面で情報を得にくく、また健聴者とコミュニケーションをとることが困難です。災害時に必要な支援から取り残されたり、孤立してしまうことが多いのです。そのため、災害情報を目で見える形で配信したり、聴覚障がい者同士が集まる場所を設けたり、各種手続きにおいて手話通訳者が通訳を行ったりなど支援が必要です。

愛荘町地域防災計画（案）の中には、「聴覚障がい者についての支援として、電波広報において、手話通訳放送および文字放送など実施を放送事業者に要請する」と書かれていますが、その他の支援は書かれていません。災害が起こった場合の聴覚障がい者への伝達支援、避難所での支援などの対策を求めますが、答弁を求めて終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 灌議員の原子力規制委員会および原発再稼働についての見解について、述べさせていただきます。

まず、原子力規制委員会が敦賀原発に対する認定に電力関係者が抵抗している件がありますが、そもそも原子力規制委員会は事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないため、事故発生を想定し、最善の事故防止に努めるため、国際的な基準を踏まえ、委員の専門的知見に基づき、中立公正な立場で独立した機関として、国民

の生命、健康、財産の保護、環境保全、安全保障に資することを目的に、法律で設置された権威ある機関であります。

私はこの委員会が国民の大きな信頼の上に立って、高い使命感と重い責任感で田中俊一委員長の下、政府や産業界の圧力に屈することなく下した認定に対し、反発する姿勢は断じて許されないものと思っております。今後も決して揺るがず、公正な独立機関として国民の信託に応えていただきたいと思いますと考えています。

ところで、原発再稼働に対する最近の世論調査では、賛成が 33%に対し、反対が 61%となっており、再稼働に舵を切っている自民党の支持層ですら、過半数の 51%が反対と答えております。政府も業界も国民あつての存在であり、民意を汲んだ真摯な姿勢で臨んでいただきたいと思います。熱望するものであります。

国政選挙も間近になってまいりました。国民の選択も個人の意志と矛盾することなく、悔いのない行動と責任を果たすべきと思っております。

最後にですが、最近、世界を震撼せしめたこの事故を起こした日本の原発製造企業が外国に原発を輸出するということではありますが、国も企業も金儲けであれば何でもやるというまったく倫理観のかけらもない行動に唾然といたしました。まさにアニマルそのものであり、本当に恥ずかしい思いであります。ドイツでは脱原発と決めたとともに、高い技術を有していながらも原発は輸出しないということでもあります。我が国は世界が認める経済大国ではありますが、節度をもって売り手よし、買い手よし、世間よしの精神で世界の人々から尊敬される国を目指していきたく願うものであります。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 次に、2点目の安定ヨウ素剤の備蓄についてでございますが、ご質問のとおり、原子力施設などの事故が発生し、大気中に大量の放射性ヨウ素が放出された場合、あらかじめ安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止できます。

県におきましても、安定ヨウ素剤の配布については、原子力災害対策指針の改定に伴う見直しにより、災害事前対策として緊急時における配布体制の整備を今年度検討されています。その中で、備蓄場所、配布手続の検討、事前配布が必要な地域の有無も検討をされます。

このことから、今後も県防災計画の見直しを踏まえながら、町での備蓄についても十分検討を行い、判断したいと考えております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

〔環境対策主監 飯島滋夫君登壇〕

○環境対策主監（飯島滋夫君） 瀧議員のご質問の燃えないごみの回収を月2回に拡大することについてでございますが、総合計画では、安全・安心・やすらぎ環境のまちづくり・循環型社会の構築の中で、環境にやさしい暮らしとして、リデュース・リユース・リサイクル（3R）の考えに基づきながら、町民皆様のご協力により、計画的にごみ回収を行っているところでございます。

ご質問につきましては、平成20年6月議会でも答弁いたしましたように、彦根市および東近江市湖東地区、愛東地区、犬上郡3町での収集につきましては、今回調査しましたところ、月2回収されているところは豊郷町と多賀町のみであります。豊郷町や多賀町では、燃えないごみの収集と同時にガラス類や蛍光灯類、また缶以外の金属類の回収もされており、収集方法の違いがあると考えております。

また、愛知郡広域行政組合の不燃ごみの搬入実績の調査から、平成18年、19年度は1年間で各130t弱でありましたが、近年人口は増加しておりますが、搬入量は平成20年度は132t、平成21年度は125t、平成22年度は122t、平成23年度は130t、平成24年度は136tと横ばいの数字となっており、安定した数値となっております。このことから、町民の皆さまの自助努力により、適宜対応いただいているものであると理解をしているところでございます。

また、ご質問いただいております臭いにつきましては、冷凍食品などの生ものなど、臭いの原因となるものが付着しているものと考えられますので、一度水洗いをしていただくなど、対策をお願いしたいと思います。

このことから、回数増については、経費増やごみ量の増大にもつながるとともに、負担の増加が考えられることから、月2回の収集は考えておりませんのでご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） 瀧議員のご質問の聴覚障がい者の防災についてお答えいたします。

現在、総務課において改定作業中である愛荘町地域防災計画（案）においては、ご指摘いただいた支援内容しか記載されていませんが、災害時要援護者避難支援計画においては、ファックスの利用やメールにおいて情報をお知らせするとともに、自治会を含む関係機関や団体のネットワークを利用して、迅速かつ確実に情報を伝達することとしています。また、避難所においては情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかけるとともに、ファックスの配置や筆記用具を常時確保することとしています。ボランティアによる手話通訳も確保する必要があります。

なお、聴覚障がい者を含めた要援護者については、日頃からの地域での声かけや見守りなどにより、支援者との信頼関係を深めておくことが大切であり、現在、社会福祉協議会において推進されている見守りサポート会議を自治会単位で取り組んでいただきたいと考えています。

また、自治会などで実施されている避難訓練においても、要援護者への情報伝達方法の確認や、具体的な避難支援方法について、訓練の一環として検証していただき、不具合が生じないような体制となるよう関係機関などに依頼しています。

最後に、耳が聞こえにくくなった高齢者の方々に対しても、聴覚障がい者と同様の取り扱いを行わなければなりません。しかし、このような状態の高齢者であることは、ご近所の方でなければ知ることができないため、今後より一層、地域において見守り活動に取り組んでいただくよう働きかけてまいりたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。質問の順番と答弁の順番が違っていたようですが、質問の順番で再質問をさせていただきます。

まず、燃えないごみの回収についてです。先ほどの答弁でいきますと、かいつまんで言うと、「回収が増えればごみが増加する」という答弁を言われていました。これは本当にそうなのかということなんですけれども、これは回収が多くなっても、ごみは増加しないということが言えます。

私は東近江市のごみの収集回数を調べてみましたが、東近江市は八日市、能登川、五個荘、永源寺、蒲生、愛東、湖東地区がありますけれども、ごみの収集回数も、旧町の時のものを継続していると思われませんが、それぞれ違います。中でも一番細かく分別できていて収集回数の多いのが蒲生地区でした。蒲生東・西地区が燃えるごみ週2回、これは私のところと一緒にすけれども、燃えないごみは月2回、ペットボトル

月2回、アルミ缶月2回、白色トレイが月2回、びんが月2回、紙パックが月1回、古紙・古着が月1回という、このように細かく収集されておりまして、住民にとって利便性を考えていると思えました。

私も言いましたが、答弁でも出ていましたが、豊郷町と多賀町の例が出ていたのですが、先ほど言いましたけれども、収集回数が増えてもごみが増えるというわけではないと思います。その家でごみというのは変わりませんので、例えば、お客さんがあつたり、引っ越しをするとか、そういう場合は増えると思いますけれども、月1回が月2回になったからと言って、あれもこれも出してやろうという、そういうことでは結びつかないわけですので、ここはひとつ指摘をしておきます。

このような豊郷町、多賀町、そして先ほどの東近江市の蒲生地区、このようなところは、行政の目線ではなく、住民の目線で考えて、このような収集を行っているということが言えると思います。

私は他市町から愛荘町に引っ越してきた若い世代の方にお話を聞くことがありますけれども、この方々は「燃えないごみの回数が月1回ということに来て驚いた、考えられない、何とかならないのか」と言っておられます。そして、友達の中でいろいろと話をしておられるのでしょうけれども、このようなことも言われています。「回数が少ないから、燃えないごみとわかっていても、つい燃やすごみに出してしまう。このような話も聞いている」ということもおっしゃっておられました。つまり、月1回だから、燃えないごみを自分の家においておかなければあかんで、やっぱり増やしたくないと、こういう意識が働くということが言えると思います。

そして、月1回の回収日を逃すことがあり、また逃したら、その月中の出たごみを、また来月まで置いておかなければならない、大変だということもお聞きしています。これは若者だけではなく、高齢者の方も月1回の回収日に雨が降っていた、雪が降っていた、こういう時にごみを出せずに、来月まで持ち越しになるということも大いに考えられることです。

このような意見を実際に聞いている中で、やはり、先ほどの質問でも言いましたが、若者が次々に転居してまいります。このような町だからこそ、やはり愛荘町が暮らしやすい、住んでよかったと思える条件整備が必要ではないかと思えます。やはり、そのごみの問題も、本当に生活に密着しておりますので、以前は燃やすごみは週1回収集だったんですが、週2回にさせていただきました。これは全体的にも、ほかの他市町

でも広がっておりますけれども、本当にこれができる、本当に大変助かっているという声も今でも聞かせていただくことがよくありますので、この点を考えていただいて、やはり住民の目線でサービスをしていただきたいというふうに思いますので、再度その見解を求めておきます。

次に、防災についての再質問を行います。町長の答弁をいただきました。本当に誠意あるスカッとした答弁でありがたかったと思います。

今、原発がなくなれば、原発事故の不安もなくなって、これこそ防災計画、こんなに確かな防災計画は防災になるということはあると思います。言い方はおかしいですけども、本当に原発の不安がなくなるので、こんなに確かな防災計画であるということとは言えると思います。

そういう思いが集まって、6月2日には東京で「原発いらない、再稼働反対」と、6・2のユースデー報道が行われまして、国会前には6万人の人々が集まったと報道されていまして、世論調査でも原発再稼働反対の方が賛成を大きく、先ほどの答弁のように上回っています。

最近では屋根に太陽光を設置するお宅も増えて、近くではメガソーラーを設置する会社なども目にするようになりました。現に国民が節電に努力したこともあって、夏も冬も電力が足りていたということも明らかです。

愛荘町には原発はありませんし、原発を廃止する、停止する、このような判断はできないにしても、町として小さな歩みであっても原発廃止に向けての取り組みはできると思います。愛荘町として行っているクールビズや節電、太陽光パネルの設置補助などは長い目で見れば原発廃止に連動するものであると考えます。そのような取り組みをさらに進めて行くためのビジョンをお持ちであれば、町長にその見解について答弁を求めておきます。

次に、安定ヨウ素剤についてですけれども、やはり検討していただくということですが、まだ置くかどうかは検討するということで決められていないわけで、県の指示があれば置くというように、この答弁では解釈しましたんですが、やはり、その原発の対策について、原子力災害対策編の中で、それを立てられるということ自体が、やはり原発の事故を想定しているわけですので、それがもし起こったとしたら、やはりもう明日の日でも、再稼働してきて起こったら本当に大変なことになりますので、これはぜひとも町独自で置いていただきたい。本当にいつどうなるかわかりませんので、

あとで後悔が起こらないように、安全を守るためには備蓄を町独自でもしていただきたいと思いますので、それについて再度答弁を求めます。

最後に、聴覚障がい者への対策についてです。いろいろと対策を考えていただいているようですが、やはり、実際今の状況がどうなっているかですけれども、明日の日に地震などが起こった場合、町の防災無線などで、聴覚障がい者に対して対策ができていくかという、それはできていません、担当課でお聞きしたところではできていません。

そのようなことはどうしていかれるのかということも、考えに、緊急の場合がありますので、本当に早く対策をしていただきたい、このようなことを思うわけです。手話通訳者、ボランティアでということをおられました。それでは、町内に手話通訳者の資格を持つ方がいるわけですが、今その把握ができていくのかどうか。その方との連絡体制はできているのかどうか。明日の日に災害が起こった時にどうするかということですが、そのようなことについて答弁を求めます。

先ほども言いましたけれども、聴覚障がい者は健聴者と同じように1人で行動することができ、見た目には障がいを持っていることがわかりません。例えば、後ろから声をかけられてもわからないし、放送も聞こえません。今の答弁では「手立ては考えていく」と言っておられますけれども、やはり一番大事なことは、そういう急な場合に間に合うように、普段からやはり聴覚障がい者に対する理解を広げることも必要だと思います。日常的に耳が聞こえないということはどういうものなのか、せめて役場の職員さんの中で研修していただいたりとか、手話を習っていただいたりとか、そのようなことも必要であると思います。それにももちろん、町民全体に広がらなければ、急な時に間に合いませんので、そのようなことに対して、どういように考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。これで、終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 私の方からは、エネルギー対策のビジョンが必要でないのかという、要約するとそういうことだったと思いますけれども、今般の大きな大事故を受けて、火力発電に電力の場合はかなり頼っていたということから、CO₂対策はかすんでしまいましたけれども、この地球温暖化計画に伴う、町としての計画は持っておりまして、これはまさに地球温暖化のために再生エネルギーのもっと利用をしようという趣旨のもとにつくったものでありまして、電力に関してのビジョンはありませ

んけれども、こういった地球温暖化対策の中のエネルギー対策というのは当然あるので、それを活かすような形で、もう一度、CO₂はかすんでいますけれども、見直す意味でみんなが意識を統一する必要があるのではないかというように思った次第であります。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） 安定ヨウ素剤の件についてであります。県の指示があれば置くのかというようなことであったと思いますが、先日の6日の新聞記事にも載っているわけでありましてけれども、原子力規制委員会が発表されていることとして、5キロ圏内、5キロ圏外というようなことで2通りの記事がございます。この中で5キロ圏外では自治体が備蓄し、云々というようなことを基本にするというようなことを書いてございますが、具体的なことにつきましては、今月中に国の方で補足資料等を作成されるというような情報でございまして、その辺を確認しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 聴覚障がい者の防災についての再質問についてをお答えいたします。今起こったらどうなるのかとおっしゃられますと、そのことに関してはもう地域の方で今お願いするしか方法がないというのが現状でございます。

特に聴覚障がい者の方につきましては、福祉課の方でも把握している部分の中で要援護者の登録制度のお話にもお伺いさせていただいている部分もございまして、なかなか地域での支援が得られにくい方々もおられますので、そこら辺についてを地域の中で取り組んでいただくようお願いをしているところでございます。

手話通訳者につきましては、毎年彦根市が初級の手話通訳の講座を開設されております。その方々の名簿に関しては把握をさせていただいております。例年ですと1名、2名の参加者ですけれども、今年度は愛荘町から8名という多くの参加のご希望がございました。その方々の名簿等も把握しておりますし、町の方から意見を付けて出すときに、そういう災害が起こった時にご協力をお願いしたいという一言もお願いしている部分の中で、今後そういうボランティアとしてお願いしていくように進めて行きたいというふうに考えております。

あと、地域での理解を深めることにつきましては、これは先ほども言いましたように、見守りネットワークなりで、地域で取り組んでいただく中になんとか、聴覚障が

い、視覚障がいの部分もちろん、いろいろな障がいがございますけれども、その中の部分の1つとして、地域の中で取り入れていただけるようなことを社会福祉協議会とともに進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 瀧議員のご質問で、全般、種々お話ありましたが、最後に住民目線でのサービスを考えてほしいというようなお話であったように思います。確かに、住民目線でのサービスを考えていかななくてはならないというように考えておりますし、今後もそういうようなことで計画等を進めてまいりたいと思います。

ごみの2回収集、不燃ごみの2回収集につきましても、今新たなごみ処理施設を建設に向けて、1市4町で計画中でございます。その中で、まだ協議には入っておりませんが、候補地が決まっておりますので考えておりませんが、今後そのようなことも考えられるかと思われまますので、その時点ではまた協議を進めて行きたいなというように思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。

今、再質問で聴覚障がい者のところで、防災のところで、防災無線のこともお聞きしたと思うのですが、そのような対策について、聴覚障がい者が外れていると思うので、防災無線に対する対策が外れていると思うので、そのようなことをどうしていくかということをお聞きしたと思うので、また再々質問ではありますが、答弁をお願いしたいと思います。

聴覚障がい者の防災のところですが、先ほど再質問の答弁で、彦根の方の手話の講座に参加されている方は把握しているということでしたけれども、そちらの方は入門講座とか、入門講座が町の方で進められておられる講座で、私の言っているのは資格のある人のことを言っているのです、入門講座で、もちろんボランティアで支援をしていくのはもちろんですが、それではなくて試験を受けて合格している手話通訳者という資格があるわけです。その方々が仕事として、例えば、町の講演会の時に手話通訳をしたりとか、資格にある人でないとできないわけで、つまり、例えば、聴覚障がい者が災害にあつて、いろいろな町のサービスとか受けたいとき、そしてお医者さんにかかりたいとき、このようなときに資格のある方がいるわけなので、そうでないと、やはり間違つて伝えられたりとかありますので、その方の把握はでき

ているのか、連絡体制はどうなっているのか、そういうことを聞いているので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

そして、聴覚障がい者の方が、例えば、町内の中で一番何というか身近にされておられるのは、手話サークルが、私も入っておりますけれども、手話サークルが町内に1つあります。そういう点で一番、サークルという団体に入って活動しておられるので身近にされているところではないかと思しますので、サークルの方でも災害が起きた場合、どのような援助をしていったらいいのだろうかということも課題として、この間、社会福祉協議会がボランティアの交流会で、そこで発表されました時に、そういう課題を持っておられますし、やはりそういう時のために事前に協議をしておかれる、そういうことも必要なのではないかと思います。起こった場合にはこういうふうな行動をお願いしたいとか、そういうことを、そういうふうに関わり合いになって援助していく、そういうことも必要かと思われしますので、これについて答弁をお願いしたいと思います。

以上で、時間も少ないようですので、終わりますが、あと5分あるということで、燃えないごみの回収ですけれども、1市4町で協議されているのですけれども、そのごみ処理施設というところは明日の日にはできる、来年できる、というものではありませんので、まだまだ何年もあとになると思います。その間の手立てとして、やはりこれだけ若者も多く、月1回という回数は少ないと言っておられますし、そして、同じリバースセンターにごみを出している豊郷町、多賀町現にやっているわけですから、その点を考えて、その時に対応するのではなくて、やはり住民目線で、何度も言いますけれども、住民目線で対策をしていただきたいと思しますので、これについても答弁をお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 今のご質問でございますけれども、確かにまだ最近の話でございます。したがって、燃えないごみの月2回収集を早急にとということでございますけれども、今のところは先に答弁させていただきましたように、2回収集は考えておりませんので、ご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） 先ほど失礼をいたしました。再質問で抜けておりまして申し訳ございません。防災無線の障がい者の方に対する防災無線の補う部分の対応は

いかにかというようなご質問であったと思いますが、合併以前からファックスを活用して防災無線放送で放送させていただいた内容の必要な部分を要約してお知らせをするということを行っていたところでございますが、ちょっとどういうわけか、ここ最近それが欠落いたしておりまして誠に申し訳ございません。実は先ほどお聞かせをいただいて、すぐにその対応をさせていただくということで、実は担当者の方にもその注意をしていたところでございます。復活をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 聴覚障がい者の関係で、手話通訳者、有資格の通訳者のお話ですけれども、当初お答えさせていただいたのは災害が起こって、急な時にどうしていくかというのはやはりボランティアの手話の方をお願いしなくてはならないという意味合いの中で、そういう形で説明をさせていただきました。

有資格者に関しましては名簿等はこちらの方へいただいておりますし、基本的には県を通じて災害が起こればお願いをしていくというような形にはなっておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それと、サークル等における社協さんでのお話の部分がございました。社会福祉協議会におきましては、災害が起これば、ボランティアセンターを立ち上げていただく位置付けにはなっております。今回、東北の方で起こりました災害におきましても、いろいろな支援の中で社会福祉協議会、行政も寄せていただいた中で、そういうボランティアセンターの立ち上げ方法に関しても、いろいろな方法で検討していく必要があるということで、その中のサークルの1つとして今後お願いすること等が出てくると思いますが、そこら辺のとりまとめを、今後社会福祉協議会と行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長、瀧議員から何人かという人数を質問されておられますので、人数を。

○福祉課長（岡部得晴君） すみません、申し訳ないです。人数まではちょっと今手元にございませんで、資格者の名簿の方は課の方で把握しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。再開を1時からとさせていただきます。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、12番、瀧すみ江君の再々質問で有資格者の手話の人数について、福祉課長から説明がありますので、先に答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 先ほどお答えしましたときの人数がわかりましたので、ご報告させていただきます。県の障害センターの方へ登録されております有資格者が県下で151人おられます。そのうち、愛荘町の方は7名というふうになっておりますので、よろしく申し上げます。

◇ 城貝増夫君

○議長（本田秀樹君） それでは、3番、城貝増夫君。

〔3番 城貝増夫君登壇〕

○3番（城貝増夫君） 3番、城貝増夫です。一般質問を行います。

まず、国道8号御幸橋周辺の交通渋滞対策について伺います。今秋の湖東三山スマートインター開通に伴いまして、本町においては他地域からの物流や人の流れが多くなり、これにより国道8号も交通需要も増大し、御幸橋周辺は今以上に渋滞すると予想されます。

県内の8号線で、特に交通渋滞の激しい箇所は、彦根市の外町の交差点付近、野洲・栗東間の野洲川渡河地点であります野洲川大橋付近、そして本町の愛知川渡河地点の御幸橋付近であります。御幸橋の渋滞は、ひとり愛荘町のみならず、湖東エリアの広域問題であり、また慢性的な交通渋滞は本町のイメージダウンにつながる要因でもありますので、この観点から質問を行います。

私事で恐縮ですが、私は1980年代の一時期は、この御幸橋が通勤ルートでありまして、東田堂から下がってくる県道に乗り、近江鉄道の踏切を越え、御幸橋を渡り、8号線を近江八幡方面へと通勤しておりました。その当時も、御幸橋は渋滞が激しく30年経った今もこの状況は変わっておりません。ただ1つ変わったことは、橋梁上に右折車線が設けられ、橋の上は幾分スムーズに流れるようになっておりますが、橋の前後は依然長い渋滞が生じております。

ところで、県内の国の直轄であります1桁国道の状況を見てみると、国道1号で湖

南市の野洲川沿いはバイパスが大部分完成していて、以前とは状況が一変しており、また国道8号の米原市内は早くから高架のバイパスとなっていて、毎年何十億、何百億もの予算がつき込まれております。一方、湖東地方は国による社会資本の整備が忘れられているかのごとく、国道8号は昔のままの相変わらずの状態であります。湖東三山、蒲生両スマートインターの新設はその代償なのでありましょうか。

8号線は中山道に添って新たにつくられたものでありますが、本町の渋滞箇所は中山道を現道拡幅した箇所にあたり、沿道には人家が多くあります。慢性の交通渋滞により、住環境は損なわれ、付近住民の難儀は察するに余りあるものがあります。

御幸橋とよく似た条件の交通渋滞が著しい国道8号の野洲川地点は、延長5kmの4車線道路であります野洲・栗東バイパスが計画されており、今年度は測量設計や用地費で3億円の予算がついたそうでありまして、これは野洲、栗東、守山各市連携の強力な働きかけによるものにほかなりません。

以上、町長はこれまで国道8号御幸橋周辺の渋滞問題について、どのように取り組まれてきたか、また今後の方針について答弁をお願いします。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者増についてお伺いします。ご承知のとおり、介護保険制度は近年の少子高齢化や、家族での高齢者の介護が困難となってきた等により、平成12年に制度化されたものであり、その当時は身近なところに介護サービスの事業所がなく、保険あってサービスなしとか言われておりましたが、今日では民間の営利法人やNPO法人など、町内でも多くの介護サービス事業所が誕生しています。

さて、介護保険法では在宅での自立した生活が重視されておりますが、しかし、実際には介護施設への入所希望が増え続けているのが実情でありまして、全国に6,000カ所ある特養の老人ホームには43万9,000人が入所し、定員は常に満杯で、ほぼ入所者さんと同じ数の申込者が空きを待っている状況にあります。

入所希望が多い理由として、比較的安価で自宅介護は家族の負担が大きく、施設入所の方が安心と言われております。愛荘町内の特養の老人ホームでも、常時100人から200人の空き室を待つ申込者があり、いつ入所できるかわからない中、住み替えとして、割高な費用を伴う介護付き有料老人ホームや介護が別途の軽費老人ホーム、また故郷を遠く離れたサ高住と呼ばれますサービス付き高齢者住宅を利用したり、介護老人保健施設を一旦退所、老人ホームのショートステイを経て、また老健に戻る人も

あり、本人も家族もこの住み替え策に大変な苦勞をされている実態があります。また、近時は自宅介護など、長引く介護の困難さの裏返しとして、家族による高齢者虐待が社会問題ともなっております。

介護保険の財源は、保険料が2分の1、残りの2分の1は公費、つまり税金で負担することになっており、介護保険が身近な制度となった今、国民が利用すればするほど介護費用が増えることになり、また団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題もあって、近時は給付費の増大を抑えることに重点が置かれております。

介護予防事業もこの一環であり、国は在宅での介護サービスや医療の強化を進めており、本町の総合計画後期もこの線に沿っています。給付費用の増加につながる待機者が多いならば、施設を増やすという施策の方向性は示されてなく、国民の思いと行政の考えは、かい離していると言わざるを得ません。専門家の中には真に必要な人々に、今の制度は機能していないのではないかという人すら出ます。収入の支えとなる年金も、将来は厳しい状況にあり、2025年を超える頃には看取り難民と言われる人が40万人とも言われております。

従前の市町村の措置型の養護老人ホームとは異なり、介護保険制度による特別養護老人ホームの慢性的な多数の空き待ちの現状を、特に町内の状況をどう見るか、町長の見解をお尋ねします。以上で質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 城貝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、国道8号線の渋滞についてであります。日増しに慢性的な渋滞が増加している状況であります。日本の幹線国道の1つである8号につきましては、1日2万台を超える交通量を2車線で捌けるはずがなく、これまでバイパス建設の要望を長年続けてまいりました。彦根市、東近江市、犬上3町、愛荘町の2市4町で構成する国道8号バイパス建設促進期成同盟会で、毎年国土交通本省をはじめ、近畿地方整備局、県選出国會議員に対し、大挙を押し寄せて要求をいたしております。

昨年度も10月に近畿地方整備局、滋賀県、県議会に私が先頭に立って強く要望をしておりました。その趣旨は、北からブリジストン辺りまでは都市計画決定がされていますが、その延長をお願いしており、ともかく予定線として愛知川、野洲辺りまで幅広の点線でいいから線引きしていただきたい、市町村に任せていただいてもけっ

こうやというふうに詰め寄っているところであります。

また、2月には中央要望として、彦根市長先頭に、国土交通省の幹部、官僚6人と現国会議員に要望をいたしております。また、県下の市町で構成する国道連絡会というのがありまして、つい先日5月28日には、その総会が知事、国会議員出席の下、開催をされました。国道8号など道路整備についての重点要望を決議し、国および国会議員に渡したところであります。

その会議のあとの国土交通省近畿整備局幹部との意見交換がありまして、滋賀国道工事事務所長から、県下の事業概要説明がありました。本年度は去年の1.3倍の予算で主に県南部の野洲・栗東バイパス、栗東水口道路そして北部では米原バイパスなどを重点整備し、愛知川地区は自転車歩行者道の設置を行うということでありました。渋滞の激しい南部の整備が徐々に進みつつありますが、中間地区のこの辺りの整備促進に向け、総力を結集して取り組むたいと考えているところであります。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者増についてであります。町内外の特別養護老人ホームへ入所されている町民の方は、平成24年6月1日現在で入所者は73名であります。そのうち、町内の2つの施設に入所されている方は、特別養護老人ホームやまびこに29人、ハッピーライフゆりの郷に15名、合わせて44人で、全体入所者73人のうちの6割の方は町内施設に入所されています。

一方、待機者は151人、施設別ではやまびこの待機者、全部で306人のうち愛荘町の方は76人、ゆりの郷では待機者164人中、町内の方は44人となっております。残りの31人は町外の施設希望かと思われます。さらに町内2施設希望者の中には、現在遠方の町外施設希望者も町内に戻りたいという利用者も含まれております。待機者の人数は双方に重複して申し出されている人が相当数おられ、実人数はかなり低くなると推測されます。

現状の施設では要望を満たすのにとっても追いつかない状況であり、これからますます高齢化が進むことから、入所希望者をまだまだ増加するものと思われます。一方で、施設入所者が増えますと、介護保険の負担が増高いたしますので、介護コストの低い在宅医療、在宅看護が重要視されてきたところであります。介護が必要となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいるところであります。

今後とも、施設入所できなくても安心して在宅介護ができるマネジメント方法や実効性の高い介護予防の充実に努め、真に施設入所が必要な方の情報を把握してまいりたいと考えているところであります。

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

○3番（城貝増夫君） 再質問をさせていただきます。

国道8号の交通渋滞問題ですが、2、3年前のデータなんですけど、直轄国道の整備率は全国平均で61.7%、滋賀県は41.7%で、滋賀県は全国的に見ると大きく遅れているというふうに言えると思います。それで、もったいない、節約型の現知事さん、新聞情報なんかによりますと、最近は大津市の国道1号の渋滞問題で京滋バイパスの無料化とか、あるいは大津山科バイパスの新設を積極的に国に働きかけておられるらしい。ひとつ、この湖東地方にもぜひ目を向けてほしいと思っています。御幸橋のことなんか知らんでいるのと違うかというふうに私は思っているのですけれどもね、町長もよろしく願いいたします。

それで、国道8号の、先ほどおっしゃった都市計画法上の県の位置づけとしましては、おっしゃるようにブリジストンの東側までですね、米原の方までできておりますが、その延長はブリジストンタイヤの東側が終点で、4車線道路の11kmを都市計画法上の線が引いてあると、現道は佐和山トンネルのところ辺からずっと国道8号の現道4車線に拡張してするという都計法はなっているそうではありますが、豊郷まではそういうことになっていますけれども、その先は愛荘町は白紙の状態ですし、東近江市も白紙の状態であると、このような状態です。

国、県の今のところ道路整備がどうなっているかというバロメーターの1つとして、橋の架ける状況がどうなっているのか、こういうのを言われるわけですが、私なりに橋の状況を調べたんですが、愛知川は大きい川の愛知川、これらの湖岸から上流の307号まで、この間に9本架かっているわけです。それで、彦根・能登川の間4本、旧の愛東・湖東で4本、愛荘町は1本ということです。同じぐらいの距離の野洲川はどのぐらい架かっているかと言えば、これもちょっと調べたんですが、野洲市で10本、湖南市で7本、計17本架かっていると、それぞれ国道、県の指導があるわけですが、その辺、同じ距離の間ではありますが、野洲川は愛知川の倍以上の橋が架かっていると、交通量が多いわけで、そういう結果が出ていると思うのですが、向こうの方がものすごく進んでいるということで、愛荘町は国道橋が1本と、わずか1本と

いうことで、ほかに比べると極端に少ない現状にあると思うのです。

平成にどのぐらいの橋が架かるかと言ったら、近くで東近江大橋、八日市のインターに踏み込むところの橋ですが、これが平成16年に完成しているということです。野洲川では平成になってから4本も橋が架かっているという実情です。

町内の橋を見てみますと、比較的新しい307号線の宇曾川に架かっています上宇曾川橋の改修で新しくなったのが昭和63年やということです。これで、唯一平成になってから、14年に架かったのが、愛知ゴ橋と言って消防署の出入口のところにあるあの橋が唯一平成になってから架けられた橋で、これは愛知郡広域行政の関係、消防署の関係やと思うのですが、先ほども議員の話で神郷彦根線の話が出ていましたが、あれも架けることはいつのことかわからないということで、川が先か、道路が先か、不飲川が先か、神郷彦根線が先か、ニワトリが先か、卵が先かの話ではないですが、問題をどうも先送りをして、煮え切らないという感じがします。

以上により言えることは、何が言いたいかと言えば、全国的に滋賀県は遅れていると、その中でも、湖東地方は遅れています。湖東でも愛荘町は遅れているグループにあると、そういう構図にあると、こう私は思うのです。

このような現実をどのように思っておられるのか。大変失礼ですが、町長の政治力には限りがあるのかどうか、その辺のところが問われていると思いますので、政治力を大いに発揮していただきたいと、このように私は思っているのですが、このような現実をどのように受けて止めておられるか、答弁をお願いします。

それと、次に特養の老人ホームの関係でございますが、県内でも特養の老人ホームの数は80を超えているということを聞いております。先ほどラポール秦荘のやまびこの特養の老人ホームの施設案内書を見てみますと、「利用を希望される方は直接お申込みされるか、地域包括支援センターの介護支援専門員を通してお申し出ください」と、このように書かれているわけですね。

この地域包括支援センターについてなんですが、関係のないものについては、存在感が薄く、地域包括支援センターは何をしているところなんや、こう思われている人が多いと思うのですが、保健・医療・福祉の分野も地域包括支援センターというふうを書いてあるので、知らない人でも何をしているかおよその察しがつくと、こういうように思うわけです。

一方、介護保険を利用される人々にとっては非常に大事な部署であることは言うま

でもありません。そしてまた行政サイドとしても、地域包括ケアの推進基地として重要な部署であることには間違いありません。この地域包括支援センターは県内に 35 ヶ所設置されているそうですが、県内の市町は 19 ですから、市町によっては複数の支援センターをつくっておられるところがあるということで、彦根市では民間の委託先も含めて 5 ヶ所あるということで、日常の生活圏域を非常に重要視されているということになりますけれども、このセンターが重要、重要という割には、当町では秦荘庁舎の 1 階の奥まった場所にあつて、看板はあがっているが、どこにあるのかと探さなければならぬほど端にあります。

どこの市町でも、見てみるとお客さんの出入りしやすい場所に支援センターは置かれておりますが、愛荘町ではそうではない。難しい点はあると思うのですが、せめてわかりやすい場所にあるのが当然ではないかと、こう思うわけです。私はかねがね思っているのですが、今の秦荘庁舎さんの 1 階の農林のところと福祉の間に、書架がありますよね、あの書架をもっと背の低いものに替えられ、いわゆる 1 フロアとして職場が全部見渡せるように改造すべきではないかと考えます。そうすれば、お客さんにも非常にわかりやすいし、職員間でも、職員さんの間でもさらに連帯間が増えていくと、そのように考えているわけです。あの書架を間仕切りの構造ではないと思いますので、書架を取っ払っても建物の構造上は問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。以上で質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まず、道路の方の野洲川と愛知川と比較していただいて、私もはじめてお聞きした話で大変関心を持ちました。そんな状況になっているのかなというふうに改めて思った次第であります。確かに湖南部の交通量と、ここら辺りとは、ここも大変なんですけれども、相当差はあるとは思いますが、その後の整備もこの辺り遅れているという感じを持った次第であります。

この国道整備というのは、町長の力なんて本当に微力です、はっきり言って。行ってもどこで何が言っているのやというもので、大した力にはなりません。それよりも皆さん方がこぞってバスで毎日、毎日ちょっと無理としても、どんどん行ってもらったらはるかに違います。そんなもん町長が国道工事事務所に行っても全然そんなもんは世間話になってしまうだけです。それで、民主党政権の時には近畿整備局すら行きませんでした。直接行くなというあれでしたから、そんな状況でありますから、国

会議員の力もやっぱりもっと発揮してもらわないとあかんと違うかなと、県会議員とか、国会議員、地元の皆さんの力、これがなかったら、1町長というようなもんは極めて微力です、国道とかこんな話になってくると、そんなところで、我々も毎年慣例的に行っていますけれども、あれはどこまで聞いているのかなと、その場では詰め寄っていますけれども、軽くあしらわれて、はっきり言うておしまいですわ。そんなことですから、1つ皆さんの力とともに、これは行かないと、やっぱり前へ進まないというふうなことを思います。

それから、次に、今の地域包括支援センター、これはまたわかりやすいところ、あそこは決してわかりにくいとは思いませんけれども、あそこの整備については、それぞれの所管課辺りがよく相談をしてもらってどうあるべきか研究していきたいと思っています。

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

○3番（城貝増夫君） 城貝です。国道の渋滞の話ですが、そりゃあ1町長さんがなんぼお話をされても、これはなかなか難しいとは、私も十分承知しております。今おっしゃったように、皆が鉢巻をしましてバスに乗り込んで、そういう自主行動も非常に大事なことやと思います。誰が音頭をとってやってくるということになってきまして、できますれば、町長さん辺りが、そういう音頭をとられて、先ほどもおっしゃいますように、国会議員さん、県会議員さんにも絶えず働きかけられて、なんとか、せめて愛知川に、こんなたいそうなことやなしに、せめて短い、私が考えているのですが、短い高架のバイパスぐらいがどうかいなど、このように考えているわけですか、そういうことは私が考えているだけで、町長さんに音頭をとってもらって、先頭に立っていただきますように、そういうことでお願いをしたいのですが、その辺の答弁をいただいて、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 先頭に立ってやらんとあかんのでございますので、選出の県会議員、また選出の国会議員とか、そういった議員さんとも相談をして、このままではあかんやないかと、どういうふうにしてこれを届け出に近づけたらいいか、よく相談したいと思っています。

◇ 辰己 保君

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。一般質問を行います。

私は、歩道また交差点に関わって4点、5点質問をまず行います。歩道についてありますけれども、1点目は通学路の歩道の舗装整備についてです。私は愛知川地域における通学路として供用している歩道の点検を行ってきました。残念ながら、秦荘地域まで点検をするというところまでは至りませんでした。当然愛知川地域を見て全町をはかる見地から質問をしております。

通行が本当に困難になるほど水たまりが生じているということ、本当に認識をされているのかどうか。また、歩道の下に水路等があることによって、その開口部分、グレーチング等があるところに、四角い柵ですが、そこに段差が生じている。到底、子どもたちの通学路の安全確保に不適格な箇所が随所にみられるわけです。

当然、設置当初は整備されているわけですが、開発行為がどんどん進む本町において、こうしたことが起因して整備状況を維持することは困難性を伴ってきています。しかし、私が散見したかぎりでは、残念ながら長年放置をしているということ、指摘をせざるを得ません。

そこで、町内全域通学路として供用している歩道の総点検を行うとともに、透水性の舗装に随時変えていく、このことを提案申し上げたいと思います。また、町道・県道を問わず、東円堂・豊満および長野地先の区域において、まさに水たまりが大きく、そのまま放置した結果、子どもたちの通学路、この確保になっていない。不適格な通学用歩道になってしまっている。この区域については、早急な歩道整備を行うことを求めておきます。

次に、歩道確保が難しい狭隘な町道についても提案申し上げたいと思います。県道と同じように歩道帯カラーベルトを行うことを提案するものです。自治会では、少しでも子どもたちの安心・安全な歩道への活用とならないか、当然水路の改修が主目的である生活環境整備事業、これを活用して、子どもたちの安全対策、このことを兼ね添えて整備をされているというふうに推察をしています。

ただ、この事業は今言いましたように、道路の拡幅しか見えないところも、残念ながら見受けられます。そこで、供用的活用している地域を、やはり通学路として、その延長線にカラーベルトを行うということによって、少しでも安心安全の通学路の確

保ということをご提案申し上げ答弁をいただきたいと思います。

次に、歩道設置の先行投資について提案します。先ほどからも言っていますように、当町は開発工事が進んでいる町です。そのことがどんどん進んできた結果、歩道を確保していくということについて、困難性を伴ってきているということも指摘せざるを得ません。開発業者の理解が得られたとしても歩道が、結局は連続していかないという、そうした状況に慣れてきます。

これは当然、公営施設ですので、例になりきるかどうか別にしても、町営豊満住宅の周辺地域で、町営住宅の道路に沿って歩道が設置されています。これは当然、今言いましたように公共施設でありますから、自ずとしてそれは設置をなされます。しかし、そこを起点にして南北には歩道がなく、対岸に渡らざるを得ないということに伴って、結果として危険が、歩道があるんだけど、危険な状況が回避できない、そうしたことになってきています。

ですから、こうしたことから言えることは、歩道の確保の用地が、もしくは条件が整うところであれば、先行投資してでも歩道を設置していくべきではないか。当然基幹道路です。そうしたところにおいて、歩道の先行投資をしていくことを町長に求めます。その見解をお願いします。

次に、交差点の改良について質問を行います。市地先にある御旅所の近くの交差点整備についてですが、この交差点は、愛知川駅から当該交差点までの町道改良工事を行われた区域であります。当該交差点は私たち議員から見ても、不具合が散見でき、議員全員が現地を視察しました。その結果、議員等の指摘を受けて手立てを施されましたが、しかし残念ながら、交差点そのものの整備は改善されることはありません。

該当交差点は町道と県道が交わる、このことによって起因して、管理主体、当然県道は県であり、町道は町であります。その改良工事の施工ということになると、しかし難しい問題が、縦線的な、行政の縦割り行政と言いますか、そういうものが邪魔をしているんだというふうに思います。

そういうところは、ゆたか保育園の出入口でも同じであります。出入口は県道であります。工事は町が行いました。その出入口は水たまりが散見できます。こうした、結局は管理主体によって、結果として不具合な交差点もしくは出入口をつくってしまっている。しかし、その責任、起因の責任と言いますか、原因者は本町であります。ですから、本町の責任において改善を行う、そのぐらいあってもいいのではないかと、

特に市の交差点、本当に行政は認識しているのかどうか。要するに水たまりは町道改良によって起こっているわけですから、町の責任において、その交差点全域を改良されることを提案をし、答弁を求めます。

次に、憲法に関わって町長の見解をお伺いします。私は憲法改正する議論よりも、使い捨て労働がまかり通る政治、命と財産を奪う政治から、国民を大切にすることを正面に据えた政治へ切り替えることだと考えています。すなわち、国民の命と暮らしを守る、最低限、このことを遵守して、そのためには憲法理念を生かす政治こそ最優先されるべきだと私は強く考えています。

そこで、町長に憲法に関する考え方、見解を伺うところです。自民党はインターネットにおいて、自らのホームページで、憲法改定草案なるものを発表しています。自民党は、現憲法を外国から押し付けられたものだとして日本国憲法改定草案を発表しているわけですが、町長が読まれたことがあるでしょうか。当然、この問題はこれから大いなる議論が進むと思います。

確かなことは、自民党が自ら示している改憲草案がベターなんだということで提案しているわけです。憲法 96 条の憲法改正要件 3 分の 2 の賛成を、自民党案は 100 条で過半数の賛成要件に変える条文を示しています。町長が自民党の憲法改定要件について、どのような見解を持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

憲法問題は国民を中心に据える国家観がどうか、また歴史観が問われる問題だというふうに、まず最初に申し上げなければなりません。自民党案の前文や第 2 条では天皇を元首にする、そして第 6 条それから第 9 条が憲法条項になれば、極端に言えば我が国の周辺国で憲政の国づくりをしていない国と同じになってしまう。いろいろな角度から危機感を私は持っているわけです。

自民党改正草案は、地方自治体や町民生活にも大きな影響を及ぼす改定が示されていることを申し上げなければなりません。愛荘町は人権尊重のまちづくり条例を設置し、人権尊重を重視することを表明しています。その理念は憲法 11 条の条文「すべての基本的人権の享有を妨げられない。基本的人権は永久の権利として現在および将来の国民に与えられる」との憲法理念によるものです。自民党案はそれを「享有する」でとどめ、「永久の権利として現在および将来の国民に与えられる」を「永久の権利」とであると、このようにとどめている。

第 13 条の幸福の追求や表現の自由についても、町民に制限と負担を強いるものに

なっている。思想、良心の自由でも、憲法条文を後退させている。自民党草案は、町民の権利・自由を奪うもので、まちづくりに重大な影響を与えるものとなってしまいます。

町長は外国人にも選挙権の門戸を開くべきだと、先駆的な考えの持ち主だと私は思っています。憲法第8章は地方自治にかかる理念条項です。93条第2項「地方公共団体の長、その議会の議員および法律の定めるその他の史員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と、憲法は定めています。自民党草案は94条第2項で「当該地方自治体の住民であって、日本国籍を有するものが直接選挙をする」と、うたっています。

以上、全体ではありませんが、気になるところをとりあげ、憲法問題、皆さんと本当に考えていきたいと、このように思い、一般質問でとりあげました。こうした町民の権利および自由に対し、制限および義務・負担を強いる自民党改憲草案に対する町長の見解を伺って一般質問とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 辰己議員のご質問のうち、まず歩道設置についての考えについて答弁させていただきます。歩道は学童や地域住民の安全な歩行を確保できる極めて有効な施設整備であります。特に通学中の学童が犠牲になった事故の教訓から、全国的に危険箇所を緊急合同点検がなされました。本町におきましてもグリーンベルトやガードレールの設置、区画線の引き直し、路面標示の徹底など、昨年引き続き、今年度も実施予定であります。

歩道につきましては、道路拡幅や交差点改良工事と併せて、これまで設置をしてきました。課題は費用と用地であります。確かに用地取得にはタイミングがありますが、先行取得をしておくためには計画が必要であります。今年度策定いたします道路網整備計画には、町の基幹道路や生活道路と併せ、歩行者道路、自転車道路、通学路など総合的な道路施設を盛りこみたいと考えております。今後はこの計画に基づき、路線の優先度を図りながら、一定の法線が確定したならば、先行取得も必要と考えています。

本町では新興団地の造成が進み、住民が増加している中で、交通安全施設の重要度や必要箇所も増えております。安全な道路整備は今後も重点的な施策を考えておりま

す。

次に、憲法改正の動きについての私の見解を述べさせていただきます。日本国憲法は平和主義、主権在民、基本的人権を高らかにうたいあげた崇高な精神に則った世界の誇れる憲法であると思っています。

元自民党幹事長の古賀誠さんは「日本国憲法第9条は世界遺産だ」と言っておられ、しかり名言だと思いました。併せて、古賀さんは「憲法改正手続きの96条についても絶対やるべきでない」と言っておられることが最近の新聞にでておりました。憲法改正の草案を作成した自民党の中にも、こんなにベラルな政治家がおられることに敬服をいたしました。また、先日テレビで古賀さんと野中広務さんの会談があり興味深く見たところでもあります。

このような穏健派の政治家が次々と引退され、自民党の右傾化が鮮明になり、不安が高まる中、過去の大戦や原発の教訓に真摯に対応されることを望むばかりであります。中でも注目されておりますのは、憲法の改正要件を定めた96条関係です。憲法の改正を容易にするため、96条を改正し、憲法改正の要件、衆参議員の3分の2以上の賛成となっているところを、2分の1に改正するとしています。

憲法は我が国の法律の最上位にある最高法規であり、他の法律とは位置づけが全く異なるので一般法規の改正基準より慎重に扱うことは当然であると考えます。2分の1になれば、選挙の度に、吹く風次第で政権自体が安定しない最近の傾向からすれば、政権交代の都度、憲法改正が議論されることもありえます。国民にとっても、また外国にとっても日本国憲法の信頼度が低下してしまい、国の威信を喪失しかねない恐れがあります。諸外国を見ても憲法改正のハードルが高くなっているということであり、私は96条改正は反対であります。

これまで、9条と96条の関係については、新聞、テレビなどから、かなり取り上げておりますので見聞きしておりましたが、議員ご指摘の自民党憲法改正草案を、まだ読んでいませんでした。改めて目を通しました。驚いた点が何点かありました。その1つは、国民の行動、権利、自由を制約する範囲について、「公共の福祉に反しない」という現憲法の言葉の代わりに「公益および公の秩序に反しない」という言葉に私が数えてみただけでも8か所も変わっていたことです。公共の福祉という言葉が消えています。公益はともかく、「公の秩序に反しない」とは、法律のみならず政権や権力に反しないことにつながりはしないかと恐ろしくなりました。

そのほか、大きな改正点は、天皇は日本国の象徴から元首、9条は大改正され、国防軍となり、戦争の永久放棄および国の交戦権を認めないというこれまでの定めは削除、国防軍は内閣総理大臣が指揮し、公の秩序を維持するため、国防軍を発動できると、まさにこれが公の秩序というふうに言っているわけですから、その場合は国防軍が発動できる、つまりデモ隊に警察でなく軍隊が制圧できるということになります。また、違反を起こした軍人、公務員に対し、国防軍裁判にかける、つまり、昔の軍法会議の復活など驚くばかりであります。

基本的人権についても、国民の人権を「妨げられない」という現憲法の表現を削除されてしまっております。つまり、妨げられても、直ちに憲法違反にならないというふうに読めます。国民の自由と権利、個人の生命、幸福の追求、財産権や集会、結社、出版、表現の自由についても、公の秩序に反しないというタガがすべてはめられております。

また、外国人の参政権についても、世界の趨勢に反し、憲法で排除しております。地方自治に関しては、地方公共団体という表現を地方自治体に変え、これまで議論のあった地方自治の本旨について一項を設け、付け加えられた点については、私は評価いたしております。

最後に、102条に憲法の尊重擁護の義務を国民に課す規定がありますが、これはまったく逆で、憲法が国民の自由や権利を国家が保障し、これを国が守らなければならないという立憲主義の基本が無視されております。

最近の世論調査によりますと、96条を改正して、衆参議員の3分の2以上の賛成から2分の1へ緩和することに賛成は37%に対し、反対が51%と過半数の人が慎重姿勢のようであります。

私は地方自治の本旨などが規定されることには賛成でありますけれども、9条と96条のみならず、全体を通し、国民の議論をもっと高め、慎重な姿勢で臨むべきと考えているところであります。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

[産業建設主監 北川元洋君登壇]

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、辰己議員のご質問について答弁させていただきます。

まず1点目の指定通学の点検について答弁させていただきます。町では、昨年4月

に京都府亀岡市で発生した小学校の登校中の交通事故を受け、同年6月、緊急合同点検として、町内4小学校の通学路を学校、PTA、警察、県、町等の関係者で実施しました。今後も通学児童の安全確保のため、教育委員会と調整を図り、関係者の協力を得ながら点検を行っていきたいと考えております。

次に、歩道部の透水性舗装についてですが、道路路面排水は路面に傾斜を持たせ輩出する方法と、浸透させる方法があります。近年は路面に雨水が滞留しない、また排水路などの負荷を軽減する等の目的から、透水性舗装が用いられるようになりました。

しかし、この工法は利点ばかりでなく、空隙の中に砂利等が詰まり、数年で機能低下が起こる、あるいは通常の舗装補修のように破損部分だけを補修する方法では空隙をつぶしてしまう等の欠点もあります。こうしたことから、透水性舗装については歩道の状況を総合的に判断し、採用してまいりたいと考えております。

また、安全性が確保されていない通学路の歩道舗装については、順次計画的に整備を図ってまいりたいと考えております。

2点目の歩道のない路肩へのカラー舗装の実施ですが、現在、小学校の通学路で歩道の設置のない箇所に安全対策として、順次グリーンベルトの設置を行っております。グリーンベルトは数年前から首都圏の自治体で広がり始めたもので、歩道が整備されていない路側帯を緑色にカラー化し、ドライバーの注意を歩行者に向けさせようとするものです。

しかし、グリーンベルトも、例えば、道路幅員が極端に狭い道路に設置しても、自動車等がグリーンベルト上を通過し、効果が薄い等、道路幅員や交通事情などを考慮する必要があることから、設置に対しては東近江警察署とも十分に協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

[建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇]

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 辰己議員のご質問の市の交差点改良について答弁をさせていただきます。

本交差点は、ご承知のとおり、県道湖東愛知川線と町道愛知川線が交わっており、交通量が多いことから、平成24年度に道路改良工事と併せて交差点部分の接続工事を行ったものでございます。

施工にあたりましては、県道との交差角度、歩道への車両巻き込み防止対策、歩道

の安全帯の確保等について、事前に滋賀県湖東土木事務所および東近江警察署と協議を行い、その結果に基づき、横断歩道および停止線の位置、交差点内路面標示等を行ったものでございます。今年の1月、議員の皆さまの現地確認においてご指摘を受けました左折方向の見通しが悪く、安全の確保が困難である点につきましては、東近江警察署と再協議を行い、巻き込み部に歩道縁石上に赤色の視線誘導ポールを設置し、さらに対面の道路反射鏡の角度調整等を行い、改善を図りました。

しかし、議員の質問のありました水はけの悪い部分のご指摘につきましては、町道サイドでは路面排水の対策は講じていることから、県道部分のなんらかの改善が必要と推測されますので、県湖東土木事務所と調整を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。再質問を行います。

まず、今回の答弁を聞いていると、当然道理のあると言いますか、すべてのご意見、グリーンベルトにしろ、狭隘な道路、逆に狭隘な道路だからこそ、どういうふうに安全対策を講じるのかということが問われたりするわけで、非常に難しい部分が求められてくるということは重々理解はしているところであります。

前段で、町長の答弁についても、先行投資と、短絡的に言えば当然問題はあるわけです。しかし、先行投資をしていただく、そういうことを考えざるを得ないほど、この町が開発行為が進んでくるというものの指摘であり、そのことを危惧しているからこそ、今町長の答弁されたように、一定の法線というか、そういうものが必要な箇所には付けていくということでやっていかないと、本当に逆に後世になれば、とんでもない町になってしまうということを、それに対しても危惧するあまり、先行投資という言葉を使ったところであります。しかし、それは真剣に本当に考えてもらわなければ、大変なことになります。

通学路、今全体を取り上げましたが、通学路1つが本当に結果として、この町がそうした町並み、歴史を持っているから難しい側面があるわけですが、しかし、そうしたことを教訓とするのも行政の責任だというふうに思っているところです。歩道ばかり安全対策だけでも、逆に安全対策を考えるうえで、新たな新設道路をつくっていかなければならない。そうした課題も山積しているのは本町の事情であります。そのことも重々わかるわけですが、しかし真剣に今、町長自ら述べられたように、道路網整

備計画、本当に真剣に取り組んでいただいて、子どもたちの安全、歩行者の安全対策を本当にとっていただきたいというふうに思いますし、実行に移していただきたいというふうに思います。

憲法の問題点では私は町長がそういう答弁をいただきました。と同時に、やはりこの問題は党派とか、いろいろな立つ位置の問題ではなくって、日本の最高法規、規範、それを決める、しかも、それを今変えようとしている、変えようという考えがある。その事に対して、全員が問題意識を持っている、そして、大いなる議論をする。その事は非常に大事である。

その議論をしないで、96条問題を持ち出して、2分の1でいけるとか、町長が言われたように、その時々政権が自分の思いでコロコロ憲法を変える、こんなハードルになってしまえば、それこそ、私はこの一般質問に取り上げていますように、周辺国で問題になっています。新聞にも載っていました。要するに憲政は資本主義だというような国があるわけです。けしからんと、こんなことをインターネットで出したりしています。逆にこの国はそうした国民の声を封殺するような部分もあるわけです。しかし、それともまったく同じ国をつくらうとしているのが、私は言い過ぎかも知れないけれども、自民党草案だというふうに思うぐらいなんです。だから、あえて憲政を、国づくりができていない国と同じになってしまうという指摘をしているわけです。

立派なものを持っていても、生かさなければ、じゃあそこまで言うのだったら、憲法を大事にしようと、要するに今の憲法をだめだと言っている前に、今の憲法に添って農業を守るとかすればいいわけで、そうしたこともしないで、どんどんどんどん違った方向に行っているというので、私は憲法を柱に据えた祭りごとをすればいいというふうに、この場を借りて訴えているところなんです。本当に今の政治逆立ちしているんだと、憲法理念なんてほったらかしにしているということをまず申し上げなければならぬというふうに思います。

本当にそういう点で、町長の考えを示していただき、また町民にもそうした訴えかけをしていただいたことに感謝するとともに、皆さんにもまた考えていただきたいというふうに思います。

具体的に、道路の歩道の問題についてですけれども、実際問題、今答弁をもらったんですけども、まず、水たまりになっている、非常に子どもたちが通れないほど水がたまっているということを認識しているのかどうか。まず答弁ください。本当に通れ

ないんですよ、私が見たときに、その何メートルか。長野西、長野東もそうでした。車道に出なかったら、子どもたちはその歩道を使えないんですよ。ここの認識、正直言って、私は認識するまで行かないでしょう。どうしても雨が降った日に、我々は車道を中心に見てしまう。歩道を見ない。見落としてしまう。これが原因なんですよ。だから、あえて一般質問をしている。

私は何年か前にも歩道の整備、提案したことがあるんです。結局直っていない。水たまりはどうしても改修できないのか、要するに、そうした開発工事なんかいろいろなことが起こって、できないのであったら、透水性のものに変えていかなければいけない。それでも子どもたちの水たまりの通行できない状況を変え、だから透水性の舗装にという提案をしたんです。するのだったら、すぐに、速やかに、正規の今の舗装でいいからやりなさい。現地を見にいらしてください、今一緒に行ったらいいから。放置したままでこういうふうに言われると、けしからんということになるんです。

じゃあ1つだけ、言っておきます。何年か前に豊満の東部開発道路の交差点の歩道のたまり、あそこを改良されました。そこから東というのか、東南というのか、南になるのかな、方角的には、東円堂の方へいったところ、本当にすごく、普通なら田んぼに落ちてもいい水がたまりこんでしまっている。こんな現象が起きていました。だから、本当に私はあえて愛知川地区だけでなく、町内全体の歩道を一度チェックをする、総点検をする、それで本当に速やかに手を加えなければならないところ、ただ部分的にやっても解消しないから、一定の面をやる、そのことを提案を申し上げているところです。

だから、確かに、透水性にこうした問題は、逆にこうした問題を生じるんだというご指摘があるわけですから、それもそれで研究をしていただいたらいいと思います。でも、子どもたちが使えなかったら何の意味もない歩道になるんだというのだけは強く訴えておきます。それも、ここ数年起こっているわけではなくて、長年放置された状態で起こっている。しかも、今グレーチングや起こっているわずかな柵のところ段差が起こったり、このまま放置しているわけです。そのぐらいい直してあげてもいいでしょう。それを、結局我々は車道の方を中心にもものを見ているからです。そこに弱点があるということを訴えております。

交差点について、確かにここに言われるなんらかの対策を講じるじゃなくて、先ほどちょっと言いましたが、ゆたか保育園の入り口にしても、本町が行った工事によっ

て起こっている、起因しているんです。だから、湖東事務所に相談に行って、いろいろなところ、当然事業をする前には関係者と相談をし、どのように対策を講じてやっているわけです。結果として不具合な交差点になれば、それは県がやるか、町がやるか、なすり合いをしている場合ではないと、私は町がやればいい。ゆたか保育園の入口でも、水路がそこにあるんですよ。じゃあ、勾配をつけ直せば、水たまりは解消するはずですよ。雨の降った日にチェックをしてください。それで私は解決すると思いますよ、簡単な解決でできると思いますよ。そういう点検をしっかりとやっていただいて、本当に解決をお願いしたいというふうに思うわけです。

カラーベルトについては本当にこれも一長一短出てきます。しかし、地元の人たちの思い、確かに生活改善事業をやったことによって、いろいろなご意見が伺えます。しかし、子どもたちの、もし水路部分が歩道部分というふうに考えたなら、どうだろう。カラーベルト、そういうものはしてもいいじゃないかなと、確かに先ほど言われたように、車道として道が膨らんだようにやはり見えますし、現実にもそうなんです。しかし、それでも安全確保の警鐘と言いますか、そういうものを促すということは大事だと思うわけで、今回、この提案をさせていただいたところです。

あれこれといろいろな提案をしているわけですが、再度速やかに直せるところは速やかに直す、子どもたちが通れない歩道は通れるようにする。その事についての答弁をいただいております。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） 1点目の歩道についての水たまりについて答弁させていただきます。確かに、議員おっしゃるように水たまりという部分についての補修については、なかなか見つけにく部分がございます。地元におきましては、道路が破損した等を私ども職員が見に行った時には、そういう時にひび割れというのは目で発見できます。しかし、水たまりというものはなかなかできないというところがありまして、雨降りにおっしゃるように点検しに行かなくてはならない。しかしながら、全線雨降った時にすべてを点検しに行くということは不可能かというふうに思っております。

特に歩道の部分で、通学路に関する歩道については何らかの対応をしていかなくてはならないということがございますので、議員ご指摘の部分につきましては、私どもまだ把握はしておりませんが、またお話をお聞きして、順次対応できる場所

は対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

もう1点目、交差点部分でございますけれども、県道と町道の接続する交差点部分につきましては、県道の交差点改良につきましては、町道部分も拡幅等も手続きをとっていただけますけれども、町道の部分、町道が県道側をなぶりにいくという、ある一定、申請手続き等が必要になってまいります。そうした部分がやはり有効的な改良部分を望むのであれば県道側の交差点改良で町道をなぶってもらうのが有効的だというふうには考えておりますので、今後、その辺につきましても全体的なそういう路面排水部分も含めて、計画の段階で十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。再々質問をします。

今、とにかく手立ては講じていくという答弁はいただきました。それでいいわけですが、しかし、結果として、当然、県の管理主体、管理主体は県でありますから、それでいいわけですが、しかし、今言いましたように、起因したのは2つの水たまりも起因したのは町の工事によるところがあるわけで、しかし、そこは書類等があるのなら、速やかに書類をつくっていただいて、町の責任においてでも実施していただくのかどうかだけを確認をしたいと思えます。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） まず、市の交差点の部分につきましては、あそこは町道部分として県道部分の方にすみ付けをしに行っているものでございます。あそここの交差点の中には消火栓、また消火栓ボックス、また取水栓等がありまして、県の方でその部分について一部補修の方をなされている部分がございます。議員にお話をちょっとさせて、県の方にさせてもらったんですけれども、その部分につきましては、県の全体の舗装のやり直しにつきましては、県の方で対応をしていくような形で、返事の方をいただいているものでございます。

ゆたか保育園につきましては、私もちょっと認識していない部分があったので、そこら辺につきましては早急に県の方と対応をしていきたいというふうに考えております。

◇ 外川善正君

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

〔5番 外川善正君登壇〕

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。一般質問を行います。

本町の業務運営管理のあり方について、見解を求めるものでありますが、新たな事業を開始した時は当初計画に対する実施後の状況把握を行い、業務の良し悪しを判断するものであると考えているところであります。

本町においても、平成23年度に給食センターが新しくオープンし、町民の方々も多くのことを期待しつつ、見守っていたことは、議員はじめ職員各位も認識していたことと感ずるところであります。このような状況の中において、給食センターの業務の運営状況は、計画段階で描いていた構想どおりの形になっていたか否かを把握することが必要であると考えます。

このようなことから、先の12月議会の一般質問において、本件に関わる点に触れ、また次の3月議会の予算審議の中においても一部確認をしたところでありますが、「具体的な内容の報告はない」と私自身は受けとめており、次の点について見解を求めるものであります。

第1点目について、新規事業における一定期間後の業務内容の検証はどのような形で実施しているのか、見解を求めるものであります。

第2点目について、給食センターにおける業務状況の検証は実施されたのか、また実施内容について、いつ報告を行ったのか、見解を求めます。以上。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 外川議員から2点ご質問をいただきました。そのうちの最初の1点目、新規事業における当初計画に対する事業開始後の状況把握の方法についてご答弁を申し上げます。

各事業につきましては、例年、決算書と併せてお渡ししております「決算の概要・主要施策の成果」の中で、主要な事業内容と成果・課題といたしまして、単年度における一定の整理を行ったものを表記させていただいております。

また、新規事業におきましては、政策調整会議の中で、方向性や効果等を十分検討したうえ、予算を計上しているところでございます。しかしながら、議員よりご指摘がございました一定期間後のいわゆる中長期にわたる事業の評価につきましては、統一

した基準の中で実施できていないのが現状でございます。

先般、作成をいたしました愛荘町総合計画、これは基本計画の部分を見直しをいたしておりますので後期計画でございますが、その中で、行財政改革の推進の一環といたしまして行政評価システムの確立をうたっております。

総合計画の趣旨と事業内容を照らし合わせながら、評価の方法を研究し、わかりやすい評価内容となるようシステムの構築に努めてまいりたいと考えております。効果や経費など、総合的に事業を評価し、今後の見通しを含めた内容をお示しできるよう取り組みますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○教育次長（小杉善範君） それでは、議員ご質問の業務状況の検証は実施をされたのかというご質問であります。調理委託業務につきましては、委託業務および配送業務および日常の書類等の報告業務につきましては、日々、確認・検証を行い、仕様書やマニュアルどおりに実施し、されていなければ、その都度、指摘・改善し、日々検証している状況であります。平成24年度の年間の総括検証として、調理業務につきましては平成25年1月25日、厨房機器につきましては同年1月24日に、配送業務につきましては1月23日に、それぞれ行っております。その検証結果につきましては各委託業者へ報告し、できていない項目については改善するよう指示をいたしているところでございます。

その一例を申し上げますと、調理業務では、安全衛生管理等の見地から、定期的に自主立ち入り検査および結果報告ができていなかったことから、それを指導しましたところ、去る2月に委託業者より実施し、報告があったところであります。

なお、この検証内容にかかる議会への報告につきましてはいたしてはおりませんが、例年実施いたしております「教育に関する事務の点検・評価報告書」において、点検・評価を行い、議会へ報告をさせていただくとともに、ホームページで公表を予定しているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。再質問を行います。

先ほど、主監からお話がありました部分については、ちょっと私とはとらまえるポイントがちょっと私の説明不足で、誤解を招いたようで申し訳ないですが、私が言っ

ている一定期間後における検証、管理のあり方というのは、主監は少し長いスパンを
考えておられたようです。私は新規事業ですので、いわゆる当初計画した企画に対し
て、一定期間、例えば半年なり1年経って、一通りの業務が回ってきた時に、この仕
事は当初計画どおり、構想したとおりの形に収まっているかというところ辺のとらま
え方はどうされているんですかというようなことを聞いたかったんですが、ちょっと
私の説明不足で申し訳ないです。

なぜかと言いますと、検証というのは今言いました業務そのもの、町の財産と、ま
あまあ財政面なんかも含めて、本当に形どおりになっているかというのも大切かもわ
かりませんが、それ以上に、その施設なり、使われる町民の方が、いかに満足しても
らえるか、同じ金を使った時に、絵を描いた形のものできあがっても、それは町民
さんが利用された時に、本当に町民の方に喜んでおられるかというところを、つかま
ないと私はそのやった業務は×だと思うのです。

だから、一定の期間というのは一通り、一巡した時に、はじめてすべてのものがわ
かるんですね、だから、その時にデータを取り寄せて、早急に検証を行って、悪いと
ころは即、アクションを受ける。そういうことをしなければ、先ほどの指定管理制度
の中で副町長のお話がありましたように、各所管においても、確かに10月頃にそれ
ぞれの部門でチェックしていると、そしていろいろな経営状況、運営状況等のモニタ
リングをやって把握していると、日々の作業はそんでいいです。

ところが、新しくつくったものは全然違うんですよ。今までのあるものも、今でき
たものも、何もかも一緒の考え方はだめなんです。だから、私は12月議会の時に「ど
うなっているんですか」と、いう話をした時に何と答えられましたか。「1月24日に
検証をやります」そう言われましたよ。検証したら、なぜ報告できないの。その後報
告がないから、3月の予算の時に、皆さん覚えておられるかどうかわかりませんが、
「検証した結果の部分を反映していますか」と私が確認したら、「ちゃんと反映させて
います」と、そうしたら、検証の報告ができるはずです、2回もあつたら。私は2回
黙っているんです、今3回目なんです。やっぱり人間、3回目はやっぱり、ああそう
ですかというわけにはいかない。

だから、今後新規事業なり、あつた場合に、どのような気持ちで、それに向かって
業務を推進していただけるのか、その考え方をお聞きしたい。先ほどの杉本主監の話
は、あれは私の説明不足なので、もうよろしいです。2点目の給食センターのことに

関して、とらまえ方の点についてお答え願います、以上です。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 今、外川議員からのご質問がありました。確かに、1月の部分、またそして3月の時に、ご質問があったことは十分承知しております。そういったことで、ちょうどご存じのように、24年の1月にスタートをいたしまして、1周ぐるっと回りました。新規事業として報告をとということではありますが、しっかりと検証はさせていただいて、業務は非常にスムーズに行われているということ、またアレルギーにつきましては、24年の4月から拡大して実施するということでも進めてまいったところでございます。

ただ、議会への報告をとということ、ご意見をいただいているわけですが、確かに1つ1つの事業、こんなふうになりましたということ、全員協議会等々で報告することは必要かと思いますが、正式に議会へ報告してということについては、特に考えておりませんでした。議会に報告をするということになりますと、先ほど次長が答弁しました、ああいった1年間のほかの教育委員会全体の内容とともにやらせていただくということで、現在24年度の分を構成しておりますので、そのことにつきましては、また全員協議会等で報告をさせていただきたいと思っております。

確かに、おっしゃっているとおり、新しい事業を起こした時に、1年間もしくは半年、期間を決めてきちんと検証していくということは大変大事なことでありますので、そういったことは心して、またいろいろな機会を通じて議会に報告させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開を2時45分からとさせていただきます。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河村善一君

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

[8番 河村善一君登壇]

○8番（河村善一君） 8番、河村善一。3点について一般質問を行います。

まず、第1点、宇曾川ダム周辺の整備についてお尋ねいたします。

1、山比古湧水の周辺についてであります。宇曾川ダムを少し上ったところに山比古湧水があります。平成の名水百選に選ばれたこともあり、多くの方が水を求めて来られています。そこで、時たま、自動車を洗車される方がおられるそうです。雑巾とバケツで洗車される。飲み水を汲みに来られるところであることを知りながらの行為に唾然とします。常識的に考えれば、その行為をされることに疑問を持たざるを得ませんが、現実にそのことをされています。その地域を見まわりをされているパトロール要員の方が注意されても口論になると言います。その対策について、町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

第2点、山比古湧水の周辺は、現在土がむき出しとなっているところがあります。土砂崩落の防止対策が必要と考えますが、その予定はあるのか。

第3点、山比古湧水の周辺だけではなく、宇曾川ダム周辺では不法投棄が絶えないそうです。その対策についても町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

第2点、宇曾川流域の秦川山 2,000 坪（7反地）についてお尋ねいたします。平成20年頃に土砂を入れ、公園のように整備された7反地の場所があります。この7反地を、町は今後どのようにしようと考えているか、お尋ねします。

整備された当初は、7反地全域に苗木を植えられたりしましたが、シカが若葉を食べてしまったり、サルが苗木をゆすったり遊んだりして、現在残っているのは2、3本であるそうです。平成25年度予算の桜のまち愛荘事業において、平成25年度より100年計画で毎年100本、計1万本の桜苗木を宇曾川沿いや秦川山山麓などに植栽する、桜のまち愛荘町の復活を目指すとありますが、その最適な場所と考えますが、そのことについてどのように考えているか、お尋ねします。

また、現在、7反地へ行こうと思っても、通行止めになっているところがあります。いつになったら、その通行止めは解除されるのかお尋ねします。

また、7反地に桜を植えて、桜満開の時に多くの方に見に来てもらおうと思っても、そこには公衆トイレがありません。公衆トイレが必要と考えますが、設置予定はあるのかお尋ねいたします。

3点目、やまのこ学習についてであります。小学校4年生の時はやまのこの学習があります。毎年、愛荘町の小学校全校が多賀の高取山に行っていると思いますが、愛

荘町の秦川山ではできないのでしょうか。今回、愛荘町で、やまのこ学習ができないか、秦川山生産組合の役員の方にお尋ねいたしましたところ、「人材と環境は整っている。またやる気はあるが、(施設、トイレとその小屋というのですか)小屋が不十分である」とのことで、愛荘町にも山があり、森林政策組合があるのでありますから、郷土愛を育てる意味から、地元の山でのやまびこ学習をやるべきだと考えますが、施設等の設置を踏まえ、今後その予定はあるのかお尋ねしたいと思います。

第2点、学校の体罰についてであります。大阪の桜宮高校の体罰による高校生の自殺以来、体罰は大きな社会問題となっています。愛荘町でも5月11日の新聞で、3月11日にあった小学校での体罰が報道されました。体罰の内容は新聞で知ることができますが、その公表があまりにも遅すぎたのではないかと思います。特に、報道によると、県教委は4月25日に児童の保護者から県教委に連絡があり、事実関係を調査、町教委は当初体罰とは判断していなかったが、一転して体罰として認め、5月9日に県教委に報告したとあります。これでは、保護者からの問い合わせがなければ、体罰として認めず、報告していなかったこととなります。この間の経緯を教育長にお尋ねいたします。

その後も、他校で体罰があったと聞き及んでおります。体罰について、文部科学省からの通達もありますし、教育長はどう取り組もうとされているのか、また愛荘町の教職員にどう徹底されるのか、そのことについてお尋ねいたします。

3点目、給食についてであります。毎日の給食の時間は、子どもたちにとっては大変楽しみな時間です。しかし、最近、「給食はおいしくない」と聞き及んでおります。なぜ、そうなっているか、お尋ねいたします。

学校給食米は愛荘町でとれた環境こだわり米で、その年にとれた新米のコシヒカリが学校給食米となっております。各家庭で食べる同じコシヒカリは、あんなにおいしいのに、学校給食米になるとおいしくないということになってしまいます。ご飯の炊き方に問題があるのではないかと、本来のおいしい米にしてもらいたいと思いますが、その改善する予定はあるのかお尋ねいたします。

おかずについても、そうであります。各自校方式でされている方がおいしかったと言われる方が多くあります。なぜ、そう言われるのか、分析されたことがあるのか。また、毎年、何回か、学校給食についてのアンケートをとらえていると思いますが、直接子どもたちからの意見、および保護者会などからの意見を聞きながら、改善され

ることを求めたいと思いますが、そのことについての回答を求めたいと思います。

また、ご飯およびおかずの残飯は、残りの残飯はどうなっているのか、多いのか少ないのか、毎日統計をとられていると思いますが、その分析結果はどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上、3点について一般質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 河村議員のご質問のうち、山比古湧水周辺のことについてお答えをいたします。

1点目の山比古湧水の利用者との関係ですが、ほかの利用者の迷惑にならないように指導をしていきたいというように思います。

次に、山比古湧水利用者への対応と、宇曾川ダム周辺の不法投棄につきましてお答えいたします。一般的に人通りの少ない山間部や河川敷などには一部の心無い人々により、多くのごみが捨てられているのが現状であります。対策といたしましては、不法投棄防止看板の掲出、広報紙による啓発を行っているほか、10名の不法投棄監視員によるパトロールを行い、町内を巡回し、監視活動を行っていただいているところであります。

さらには、シルバー人材センターへ、町内全域の散在性ごみ収集を業務委託し、道路などに恒常的に捨てられているごみの確認を行っていただいております。また、町民からの通報や情報提供があれば、現地確認を行い、滋賀県湖東環境事務所と連携を図り、実情把握に努めながら不法投棄防止に向けた対策について検討を協議しているところであります。

また、彦根愛知犬上管内の湖東環境事務所、湖東土木事務所、中部森林整備事務所、湖東農業農村振興事務所、各市町などで構成されている湖東地域ごみ対策会議においても不法投棄防止に向けた監視および啓発活動をしております。なお、投棄物の中を確認し、投棄者が判明した場合は、大量の廃棄物が登記されている場合などは、警察へ連絡を行うこととしております。

次に、山比古湧水周辺の土砂崩落対策についてであります。本路線の法面の管理は宇曾川ダム管理事務所が行っており、今年度よりダム事務所において落下の危険性が高い浮石の調査を実施し、浮石の除去を検討しております。これらの進捗状況を見極

め、山比古湧水周辺の崩壊対策についても、補助事業等の財源確保を図りながら対策を講じてまいりたいと考えています。

2点目の秦川山7反地については、愛荘町誕生を記念して、平成19年度から3カ年にわたり愛荘町緑化推進委員会が財団法人滋賀県緑化推進会の記念の森づくり支援事業交付金390万円を活用して植栽等の整備をしたものであります。しかしながら、獣害の被害を受け、当初目的が図れていない状況であります。そのため、今後の活用方法については、桜を主体にした記念の森構想を所有者である秦川山森林組合とも協議して検討してまいりたいと考えております。今は苗を植えまして、その苗木をカバーするものが、かなり開発されておりまして、それを付けるとシカにやられないということも、組合の関係者から聞いております。今年度は山比古湧水周辺に桜の植栽を検討いたしております。

次に、宇曾川ダム右岸道路の通行止めについてお答えします。昨年末、県ダム管理事務所から町へ約1㎡の岩石が年間1、2回道路面へ落下しており、今後も落下の恐れがあるとのことで、対策協議を受けました。危険防止のため、やむを得ず、通行止めの措置を講じたものであります。今後できるだけ早く通行止め解除ができるよう協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 河村議員のやまのこ学習についての質問にお答えをいたします。現在、やまのこ事業は県下の全小学校4年生を対象に、1日ないし1泊2日で滋賀県琵琶湖環境部森林政策課が主管となり、県教育委員会学校教育課と連携し、児童移動経費いわゆるバス代や、事前・事後学習講師費、専任指導員設置経費、活動費、安全確保費、学習施設整備費、地域サポーター経費など、すべて県が助成して実施されているものでございます。そのため、受け入れ施設は安全面、施設面、学習環境面などから、県が指定する県内8カ所、長浜市の高山キャンプ場、彦根市の荒神山自然の家、多賀町の高取山ふれあい公園、東近江市の川辺いきものの森、甲賀市のみなくち子どもの森、栗東市の森の未来館、大津市の葛川少年自然の家、高島市の森林公園くつきの森と定められており、専任指導員はそれぞれ3ないし4名ずつ配置されております。現在、愛荘町立の4小学校では、多賀町にある高取山ふれあい公園を活動場所として実施しており、犬上郡3町においても、すべての小学校で高取山ふれあい公

園を利用しております。学校現場からは、高取山ふれあい公園は、安全面、施設面の充実だけでなく、限られた活動時間で有意義な学習が工夫されていると、特に学習環境面で高い評価を得ております。

また、森林政策課によると、現在、やまのこ事業の受け入れ施設を新たに指定する予定はないとのことでございます。このことから、愛荘町立小学校では、これまでどおり、やまのこ事業においては、高取山ふれあい公園を活動場所としていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2つ目、河村議員の学校での体罰についての質問にお答えをいたします。3月11日に体罰事案が発生しました。このことにつきましては、この事案は体罰にあたと捉え、3月22日には本人と学校長に町教委としての指導を行いました。しかしながら、県教委への報告が約1ヵ月遅れたことにつきましては深く反省するところでございます。5月にも同様の事案が発生しておりますが、これらの反省により、速やかに対応し、報告をしたところであります。

次に、教職員の研修についてであります。平成25年2月に校園長会で指導と研修を行いました。3月には県教委から出された平成25年3月21日付け体罰防止対策マニュアルを使用した研修をすべての小中学校で義務付け実施しております。また、平成25年度には当初の職員会議だけでなく、その後の会議等、機会あるたびに校長から教職員への指導をしているところであります。

5月の事案発生時には5月24日に緊急臨時校園長会を開催し、体罰防止に関わる学校の組織力や生徒指導のあり方、保護者との連携等についても、校園長へ指導を徹底するとともに、今後、町長を議長とした愛荘町体罰防止対策本部会議を設置し、教職員および外部指導者等の法令遵守および適切な教育指導の実践に努めてまいります。

今日まで様々な指導と研修をしているにもかかわらず、同様の事案が続いたということ町教委として重く受け止めております。夏季休業中には全教職員対象のいじめ防止と体罰防止の研修を計画し、教職員の意識向上と資質向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○教育次長（小杉善範君） それでは、ご質問の給食が美味しくないと聞くが、なぜそうなっているのかという質問についてお答えをさせていただきます。

昨年行いました学校給食についてのアンケート調査で、「味付けについて」の質問に、「ちょうどよい」との回答が幼稚園では76%、小学校では70%、中学校では63%、全体で71%でありました。

次に、「給食をいつも残さず食べますか」の質問に、「全部またはほとんど食べる」の回答が、幼稚園では81%、小学校では86%、中学校では85%でありました。

また、昨年行いました一般町民の方を対象に2回実施しました給食の試食会でのアンケート調査では「おいしかった」の回答が平均91%、また本年去る5月24日に実施しました試食会においては「おいしかった」との回答が81%でありました。そして、参加者のほぼ全員が残さず全部食べておられました。

そのようなことから、毎日の給食をおいしくいただけてもらっていると認識をしているところであります。

まず、給食のご飯についてであります。現在無洗米のまま炊飯をしていますが、これからの時期は米の表面のぬかをさっと洗い流し、また給水の加減を考えながら炊飯していきたいと考えております。給食のご飯は週2回麦ごはんを実施しており、引き続き栄養面に配慮して実施をしていきたいと考えております。

次に、今年度につきましても、幼小中の生徒を対象に年2回学校給食についてのアンケート調査を実施する予定をしています。また、一般の方、保護者の方のご意見を聞く機会として、給食の試食会を年3回計画をしておるところであります。

次に、残飯、残菜についてであります。毎日献立ごとに、また園、学校別に記録をしておりますが、献立により、様々な状況であります。残飯、残菜につきましては、毎日の園、学校との連絡ノートにより、適量に近づけるよう、子どもたちの栄養バランスを考慮し、日々調整をしていきたいと考えております。

さらに、給食を残さないという子どもたちの食に対する理解を深めていただけるよう、食育に関する指導を積極的に行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 再質問をさせていただきます。

1つは、宇曾川ダム周辺のことについてでございます。車の洗車というのはもってのほかなことなんですけれども、1つはやはりあそこに「洗車禁止」も何も書いていない、単純なことなんですけれども、やはりそういうようなことでも書いて、やっぱ

りこんなですよということを言わない限りは、なかなか聞かないらしいことになり
ます。

実際、パトロールされている方に、この質問について、するにあたって聞きに行き
ました。「パトロールを毎週しておられるけれども、非常口論になってしまいます。その時に本
当にひどい時は、その場で町役場あるいは警察の方にも連絡をさせてもらうけれど
も、それでも口論、言い合いになってしまう。絶対謝らない」というようなことをお
っしゃっていました。

警察に連絡するだけでは何もならないわけであって、実際にそういうように、そう
いう行為がなくなるように、やはり町も真剣にパトロールしていただく方との協議を
持って行きながら、いかに、その対策を、景観を保つ対策をとるかというようなこと
になるかと思しますので、そのことについて、ずいぶん協議もされていると私は思
いますので、そのことについて何か協議された内容についての報告なりを求めたいと
思います。

あと不法投棄が、同じ場所に、同じようにたくさん捨てられていると、確かに私が
聞いたところ、行って見に行ったところに、「不法投棄をしてはいけませんよ」という
ようなところがあるけれども、もう悪質的に投棄されている現実がある。もうパトロ
ールして、その現場を押さえてみていかないといかんと、けっこうパトロールの方が
「実際にはこんだけ取りましたよ、ありましたよ」ということをもおっしゃっておら
れたんですけども、町の方は1回も見に来ておられないんじゃないかというような
ことも、ちょっとおっしゃっておられましたので、やはり、町のパトロールあるいは
警察にお願いできるのだったら警察にもお願いしてやっていくべきではないかという
ようなことを考えますので、その不法投棄についても、環境対策課はどのように考え
ているのか。意見があれば、その改善したり、いろいろ対策を訴えておられますので、
環境対策課としてはどんなことを考えておられるかお尋ねしたいと思います。

あと、なぜ私があそこの道路の反対側が通れないか、今現実に崩落で通れなくて、
通行止めになっているのかということをお尋ねしたのか、道路の宇曾川ダムの反対側
は東近江市のどちらかというと平柳の土地であって、東近江市の道路であるわけです
よね。川の真ん中でもって、こちら側、平柳であって、反対側が愛荘町になっている
ことになるかと思えます。そういう意味においては、その通ってはあかんということ
は当然ないと思うのですけれども、やはり愛荘町の方の道路というか、そういうよう

なものはやはり整備して、やはり通れるような状態にしていくべきではないかと、それとともに、愛荘町民がそこに対する宇曾川流域、あるいは山比古湧水に対しての愛着というのですか、そういうようなものをもっと持つならば、もっといい環境が育っていくことではないかというように考えまして、そういうお尋ねをしているわけです。

やはりあそこのところの7反地に2000坪のところに桜が植えれば、多くの方が愛荘町民がその桜を見に行かれる、あるいは子どもを連れて行こうとされるならば、愛着もわき、その環境整備が開発していくのではないかというように、こう考えて質問しているわけですが、そのことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

それと、教育長から返事をいただきましたやまのこ学習については、なかなか難しいとは思いますが。ただ、やはり、せつかく秦川山というのが愛荘町にあって、やる意欲をもっておられる方々がおられるならば、やまのこ学習はできなくても、それに身近なやはりやまのこに対する教育というか、そういうものができるのではないかと、その場所を見に行くということがあってもいいのではないかと。秦川山の記念行事の時に、町長はあそこにリヤカーをもって芝をとりに行ったという話をされた。山に対して愛着を持っておられたんだと私は思うので、そういうものは、愛荘町の我々町民がなにかそこに対する愛着を持つべきではないかというように考えますので、そういうことができないのか。学校の中でのそういう、4年生に限らずに中学校の時に秦川山のあそこの公園がございませよ、公園に行くとか、そういうようなところに、宇曾川のあそこのところまであがるとかいうようなところをみて、あそこから景観を見たものは非常に琵琶湖も見えて景観がいい場所でもあるわけですから、そういうようなところを訪ねるとかいうことがあってもいいのではないかなということだと思います。今回、民泊された時でも、子どもたちに見せに行ったという方もおっしゃっておられましたので、非常に景観があつて、琵琶湖も見えていい景観の場所でもありますので、宇曾川ダムのところから見る景色も非常にいいのではないかというように思います。

あと、学校体罰についてであります。保護者への報告、1ヵ月遅れたということにあらうかと思えますけれども、教育委員会としては、教育長の報告が遅れたということになりますけれども、教育委員会として会議を持たれての判断であるのかどうか分かりません。教育委員会として会議を持たれてどのような対策をとられようとしているのかについてお尋ねしておきたいと思えます。

まず、今関心のあることでもありますし、やはりトップの報告が遅れるという、議会に対する報告も遅かった部分があるわけですがけれども、議会に対する報告あるいは県教委の報告がすべてではないと思いますけれども、やはり父兄に対するその処置をどのようにとろうとしているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

あと、給食についてであります。美味しくないということを経験して何度もここで言う必要はないわけですがけれども、やはりもっと一番、給食の時というのは楽しい時間であるし、子どもたちにとって一番楽しい時間であろうかと思えます。美味しいことに越したことはないんですけれども、やはりもっと工夫をしていただいて、「ああこれは美味しいな」と、ロコミではないですが、それが伝わってくるような工夫をしていただきたいと、何やら、やはりお聞きして、私も聞いて回っているわけではないですが、「ちょっとまずいな」と、前の各学校方式の方が美味しかったよというようなことを聞くことが多いです。それはなぜそうなるのか。せっかく大きい給食センターを建てたのに、大きいところを建ててもっと美味しくなってほしいというように思うのですけれども、その運ぶ時間が長くなるから、そのなってしまう。でも最新の給食のメーカー、機器を買ってやっていたわけですから、美味しくないと、どこかにご飯の炊き方の問題とか、工夫が絶対必要だということになりますので、その工夫改善というか、その努力はしていただきたいと、こう考えます。

アンケートについてであります。アンケート結果はこういう結果であります。ただ、私が聞いたある学校のアンケートの中で、先生の独断的な意見で、違うアンケートが取られていたということをお聞きしております。教育委員会はそんなことは事前に聞かれているのかどうか、それは保護者の方から聞いた話でありますけれども、給食センターからのアンケートとは別のアンケートをとられていたということも聞いておりますけれども、そういう事情を聞かれたことがあるのかどうかということをお尋ねします。

もう1つは、牛乳パックがあると思うのですけれども、牛乳もけっこう飲む子と飲まない子どもがあると思えますけれども、牛乳についてはその残飯、それも統計をとられているのか、そこについての質問をしておきたいと思えます、以上です。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、私どもの方から宇曾川ダムのモラルなら

びに右岸道路の通行止めについて答弁させていただきます。

宇曾川ダムのモラルにつきましては、現在あそこに「宇曾川溪谷来場の皆さまへ」ということで、立て看板が設置しております。「水質汚濁等の原因となる行為等々はやめてください」ということで「皆さんの気持ちよく利用できるご協力をお願いします」ということで町と宇曾川ダム管理事務所で立て看板をしておりますけれども、ただ、そこまで最終の「…ご協力をお願いします」までたどり着くまでに、前文が長すぎてすべてを読めないという状況でございますので、短文でしっかりとそこら辺の啓発をしていけるように改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、通行止めの問題でございますけれども、右岸道路につきましては、町道でございますけれども、ダムの管理用道路としても機能を兼ねております。そのため、法面につきましては、宇曾川ダム管理事務所が管理をしております。先ほど町長の答弁もありましたように、浮石というものが発生しておるということでございまして、法面に落石防止の、例えば防護ネット等を設置するにしましても、防護ネットの効力が発揮するのは 50 cm未満の岩石というふうに聞いております。現在、浮石となっておりますのは 50 cm以上の岩石でございまして、それを除去しないことには防護柵等の設置が不可能というふうに聞いております。ですから、とりあえず法面の浮石等の除去を行って、その後に防護柵等の設置という形になってまいります。しかしながら、延長が長いとまた県の中の財政事情等もございまして、すべてが一度に開通するということは不可能でございますけれども、今後この辺につきましても宇曾川ダム管理事務所と協議しながら逐次進めて行きたいと思っておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 不法投棄の件でございますけれども、議員おっしゃるとおり不法投棄が後を絶たないのが現状でございます。当課としましては、今年度からではありますけれども、できるだけ週 1 回は不法投棄が多くされる場所などを巡回するように心がけております。なかなか難しいところもありますけれども、パトロールするように心がけて行っております。また、外へ出た時にはそのような場所にも立ち寄るように心掛けて不法投棄防止に努めてまいりたいと思っておりますし、また機会あるごとに看板設置等の申し出がございましたら、町の方からお渡しをして各集落自治会で立てていただくようお願いをしていくところですので、よろしく願をし

たいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 記念の森における桜の再植栽でございますけれども、当地は面積も広く、桜を植えれば壮観となる場所かもしれませんが、先ほど答弁ございましたように、落石による危険から公園に至る道が全面進入禁止になっておる場所でございますので、平成25年度におきましては、植栽の予定はしておりません。落石対策工事が完了いたしました後に、改めて検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

また、最初の河村議員の質問にございました公衆トイレ等でございますけれども、桜の町あいしょう事業では公衆トイレ等ハード整備まで検討しておりませんので、トイレ等の設置は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） それでは、やまのこ事業に関する答弁をさせていただきます。議員の趣旨は愛荘町という、この町に対する子どもたちの愛着、誇り、いろいろなことが、そういったことが植えつけられるようにというそういったご趣旨だと思います。現在の郷土学習読本の「私たちの愛荘町」、今年度刊行する予定をしておりますが、その中には秦川山、ダム、リバーセンター等々、あの周辺の内容がその中に込められております。また、リバーセンター等については、子どもたちが遠足もしくは社会学習ということで訪れることもあります。そういった意味で、今年度の「私たちの愛荘町」という郷土読本ができることによって、議員のおっしゃるそういった町への誇り、愛着、そういったこともできますし、確かに、私も何度も行きますが、あそこに行きますと、この町が全貌できますし、琵琶湖まで見通せるということで、そうした意味でもいい社会学習になるかなと思っております。

2つ目の体罰について、町教委としての対策ということなんですが、今回遅れた理由の1つに、非常に微妙な問題でありましたので、体罰としての認識を早くして学校、本人は指導をしたところなんですが、教育委員会としてどう捉えるか、また、町長部局も一体化してどう捉えるかということに時間を取られてしまったという部分がありました。

もう1つは、学校の中で教員が体罰云々ということで、委縮してしまわないかという、そういった大きな課題もありました。先日、全員協議会の中で皆さまにもお配り

はさせていただきましたが、学校教育法の第 11 条の中に懲戒が許されて、体罰が許されないということが明記されております。その中の懲戒とは何だということをきちんと教職員も勉強し、それを越えて体罰になるという行為は絶対してはならないというそういった研修を深めていきたいと、そんなことを思っているところです。

また、校園長を集めました時には、先ほどご指摘いただきましたように、保護者の方への対応ということも綿密に指導したところです。ご存じのように、保護者、本人がこれは体罰であると言って訴えてきたから、すべて体罰ということではありません。内容、その様相、そういったことを全部、すべてを把握して総合的に判断するものと捉えております。そういったことも含めまして、これからもしっかりと研修を深めていきたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（小杉善範君） それでは給食の関係について、お答えをさせていただきます。昨年の調査では「好き嫌い」につきましては、中学校では概ね 17%、小学校では 23%ということで、それぞれ子どもたちにとってもそれぞれ嗜好がある中で、統一した給食を出していこうということで、いろいろ工夫はしているわけですが、ご飯の炊き方等につきましても、先ほど答弁させていただいたように、考慮しながら、できるだけ美味しくいただけていただくよう今後も努力してまいりたいと思っております。また、学校の方でアンケートをとられたということですが、直接私どもの方へどういうアンケートをとったかというふうな中身までは承知をしていないところでありますし、牛乳の残る分、残飯、それについても一応今のところ統計は取っていないような状況でありますので、報告させていただきます。

○議長（本田秀樹君） 8 番、河村善一君。

○8 番（河村善一君） 再々質問という形で、町長にちょっと質問したいと思います。山比古湧水はじめ宇曾川ダムのを、町長目で見ていただきたいと、行かれたかもわかりませんが、質問するにあたって、1 回ぐらい、現実にそのトップの町長が見に行っていて、そこをどのように改良し、改善していこうかというようなところを見ていただきたいということで、質問した内容もありますし、私自身もなかなか行く機会がなかったんです。現状も聞いて、これはやはりせつかく愛荘町の、いつも山は見ていたわけですし、リバーセンターにはよく行っていたんですけども、あそこに登って、反対側へ行く機会がなかなかなくて、「現実にこういう現状ですよ」

と、それはなぜたまたまあったかという、秦荘庁舎に行っていた時に、不法投棄されたごみを秦荘庁舎のコンテナボックスへごみを捨てに来られた場面に出会ったわけです。「何をされていますか」と聞いた時に、そういう不法投棄が激しいので、今持ってきて環境対策課に電話して、私も写真をその場でとりましたけれども、ペットボトルはいっぱいあるし、ものすごいというわけじゃない、頻繁にそういうものが捨てられている現場があるわけですから、そういうものを町長も見ていただいて、山がきれいになれば、畑あるいは田んぼが潤い、琵琶湖の水がきれいになるということをおっしゃったわけですから、そういう町長の姿勢というか、そういうのが必要ではないかなというように考えるわけですが、見に行っていていただくなりして、やはり、その生産組合の方あるいは今後について、愛荘町にとっては非常に大切な山でもありますし、そういうような意識をもって取り組んでいただきたいというふうに、こう考えます。

繰り返しますが、町長、1万本の桜を実現しようとする、やはり山から下へ降りていくことになるかと思えますし、公共施設的なところでの桜というものも植えていくことになろうかと思えますので、まず身近なところからやっていただきたいということについて、町長の答弁というか、聞きたいと思えます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 宇曾川ダムにつきましては、私も近いこともあって、若い時からかなり数えきれんほど行っておりますし、親しみを感じているところでございます。ダムの下には公園もありまして、夏になりますと、彦根の湖東事務所が自然と親しむウォーキングの会とかいうのをやっておりまして、親子で毎年あそこから起点にしてウォーキングをする、大きな子が山比古湧水まで行くし、小さな子どもたちはダムサイド一周するぐらいのコースとか、いろいろなコースをして、100人を超える毎年親子で来てくれます。その下のダムの水を使ったせせらぎがありますが、そこには魚を放して、そして魚つかみもする、大変良い行事を県がやってくれて、いつもあいさつに呼ばれていくのですけれども、ああいうことによって、することによって、子どもたちに愛荘町にはこういう自然の素晴らしいところもあるんやなというようなことを知ってくれる、参加者をいつも見ているんですが、愛知川地域の親御さんも多いし、よく見ると団地の人也非常に多い、やっぱりああいう自然のいいところを求められているのかなというふうに思った次第であります。

上の山比古湧水もよく子どもを連れて行きましたし、またおじいちゃんになってか

らも孫連れて行って、あそこの近くに素晴らしいダムと言いますか、砂防ダムがあって、瀧のようにざっと落ちて、その下に 50 cm ぐらいの水たまりがある、素晴らしいところがあって、夏になったらたくさん見えている。あそこも非常にいいし、またダムの中は本当は入ったらあかんですけれども、かつてはあそこで魚釣りして、こんな大きなますを釣ったこともありましたがけれども、あそこへ入ってはあかんですけれども、そんなこともございまして、素晴らしいところや思います。

残念ながら、今落石がそんなことになっておって、右岸の方が走れないというのが、歩くコースにしてもいいのですけれども、残念やなと思っています。早く安全対策をとって、開通ができて、7反地も森林組合長とよく話をするんですけれども、ぜひ桜の森にしようと、組合長自ら言ってくれていますので、何とかいい森にできないかというような思いでいっぱいでございます。

ごみ対策についてはなかなか悩ます問題があるんですが、やっぱり愛知川はもう右岸に一時パトロールをして、シルバーさんのボランティアで非常にきれいにしていた、私も一緒に行ったことがあります、ああいうことをやることによって、放棄されるのがだいぶ減った、あの時は警察に告発した事件もありましたし、そういうことをすることによって減ってくる。宇曾川ダムとかああいう非常に見えにくいところに捨てられやすいし、何かそうなるそこにたまってくると、悪循環になりますので、きちんとやっぱりきれいにをすることは大事なというようなことを思っております。今後とも、自然の親しめる、近いところに親しめる場所ですので、大事なところとして整備していきたいなというように思います。

◇ 西澤久仁雄君

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

[9番 西澤久仁雄君登壇]

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄。一般質問を行います。町長、副町長が議会ならびに全員協議会での発言に対してお伺いいたします。

まず第1に、平成24年1月5日の第1回臨時会の平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）、旧愛知川警部交番の土地・建物を買収するため、臨時会での発言をお伺いいたします。

その時の3人の議員が質疑をいたしました内訳は、①全員協議会の席上で、「旧愛知

川警部交番・公共用地を取得にあたっては、議会との協議をしていくと聞いたが、今後の活用方法について、議会との協議をされるのか」の質問に対して、「町にとって大変大事な土地となるため十分な協議をさせていただきたい」とのことでした。

次、第②に、この臨時会の開催にあたって、平成23年12月14日に、我々もど真剣な審議をいたしました。その時に何辺も念を押しましたが、町長は「全体としてしか考えない」という返事ばかりで、結局、修正動議を出さざるを得なかった。修正動議がおった翌日の新聞に、町長は強気、強気の発言と議員を軽視している発言が記載されていたので、町民さんからの質問や多くのご意見がありましたが、「なぜ、今心境の変化があったのか」の質問に対して、「12月の議会の議論、私も皆さんのご意見を十分に斟酌させていただくことが大変大事だと思った」と発言がされました。もっと、早く考えを変えてほしかったです。

また、「一体的ではなしに、個別で協議をしていただきたい」との質問に、「今後の用地活用のあり方につきましては、十分議会の皆さま方と協議をさせていただきたい」との答弁でした。

③「当初は、JAの代替地であったので、修正せざるを得なかったが、JAと県に、町の公共用地として報告があったが、今後、公共の用地として住民が望む、愛荘町の未来の用地ではないかと思う。再度、町長と副町長に答弁を求める」の質問に、副町長は「県と改めて協議をいたしました。その場所が地理的等立地条件から、愛荘町にとって一番必要な場所だと認識をした関係で、今回公共事業用地として買収した土地の利活用については、今後、皆さま方と一からお話させていただくということで、今回お願いを申し上げます」、町長は「副町長が答弁いたしましたとおり、私も依存ございませんし、十分これからの利活用について議会と綿密に協議をさせていただきたいと思います」との答弁でした。

次に、第2に私が9月議会の一般質問で「旧愛知郡役所をいつ頃を目途に結論を出すのか」の質問に対し、「郡役所問題が手詰まりの中、3月議会の後世に悔いを残さない判断として、住民の皆さんの意志を確認することも有効な方法ではないかとの考えを述べました。しかしその後、懸案の高校再編成問題の渦中にあつた愛知高校は、地域共学を公是として、地域で守っていく取り組みが認められ、愛知高校を保存し、併せて愛知高校に1学年2クラスの高等養護学校を平成25年度から新設することが公表されたところであります。そうなりますと、将来、その子どもたちが自立できる知

識や技術を身につけ、進路の方向に一助となることが重要であり、そのための就業体験などの施設が要ることがわかってきたところであります。これらの提案の現実可能性を見定め、皆さんの理解が得られるような案となるのか、形が見えてき次第、議会とも十分協議をいたしたいと考えているところです」以上、議事録より抜粋いたしました。

そこで、旧愛知川警部交番について質問いたします。「今後の活用方法については、町にとって大変大事な土地となるため、十分協議をさせていただきたい。また一体的でなしに個別で協議をしていただきたい」の質問に対しては、「今後の用地活用のあり方につきましては、十分議会の皆さま方と協議をさせていただきたい」、副町長は「今回、公共事業用地として買収した土地の利活用については、今後皆さまと一からお話をさせていただくということで、今回お願い申し上げました」、町長は「議会と綿密に協議をさせていただきます」と、発言されていたのに、いつ東近江警察署旧愛知川警部交番利活用検討委員会を立ち上げたのか知らないが、平成24年度9月21日予定が10月1日に変更の全員協議会において、「東近江警察署旧愛知川警部交番利活用について、町長より下命を受け、検討委員会で検討した結果、下記のとおり報告します」というのが、平成24年8月22日付けで10月1日に報告がありました。

「十分な協議をする、皆さまと一からお話をさせていただく、議会と綿密に協議をする」と発言していながら、執行部が勝手に進めているのではないですか。まず、旧愛知川警部交番跡地は建物をどうするかを最初に検討するべきであるのに、建物の改修ありきで話を進めるとは根本的な発想が違うと思います。町長、副町長の答弁を求めます。

次に、旧愛知郡役所については、「愛知高校に1学年2クラスの高等養護学校を平成25年から新設されるから、将来、その子どもたちが自立できる知識や技術を身につけ、進路方向に一助となることが重要であり、そのための就業体験などの施設などが要ることがわかった」との答弁でした。

趣旨は理解いたしますが、旧愛知郡役所と切り離して考えるべきであります。学校の希望や同窓会の要請の声が湧き上がっても、まず議会に諮るべきではないですか。また、この件は県が主にすることで、町が全面的にすることではないと考えます。私的是が外れていると思わざるを得ないと思います。

また、「これらの提案の実現可能性を見定め、皆さんの理解が得られるような案とな

るのか形が見えてき次第、議会と十分協議をいたしたいと考えているところです」と、答弁しておきながら、3月の予算に曳家調査費を計上してくることは、形が見えてきたのと違うのかなと、議会とも十分協議なしに行動を起こすのは、その場しのぎの答弁としか思えないし、また私も年を取ってきたが、町長も年を取ってきて物忘れがひどくなったのかなと疑いたくなります。この件についても町長の答弁を求め、一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 旧愛知川警部交番用地および旧愛知郡役所についてのご質問にお答えをいたします。

旧愛知川警部交番用地の購入につきましては、当初、執行部案としてJ A東びわこの支店統合の用地として、町が取得し、その後、J A東びわこ所有の旧郡役所用地と交換することによって、両者の目的に沿うというものであります。ところが、J Aと交換することに議会の理解がいただけず、買収を断念することも考えましたが、議会の警部交番は買っておいの方がいいのではとの意見を尊重し、購入に踏み切ったものであります。その利活用については議会と協議することといたしております。

その後、活用方法については、議会と協議する前に、執行部としての活用案を持つのは当然のことでありまして、町内の警部交番利活用検討委員会を立ち上げ、考え方をまとめてきました。それを持って議会に提案をしてきたところであります。

また、旧郡役所につきましては、愛知高校の存続が実現するとともに、高等養護学校が併設されることになり、地元にとってはこれほどの喜びはなく、4月以降、生徒や教職員も大幅に増え、町が大変賑やかになってきたことを感じております。

そこで、高等養護学校生の実習や地域との交流の場として、郡役所を活用しようとするもので、地元の熱意で存続できた学校であること、地域共学を校是とし、地域の人とともにある学校であることから、町としても最大限の協力をすることは当然であると考えております。

併せて、旧郡役所がまちづくりの核として再び輝きを取り戻せることになれば、一石二鳥の効果が出るものと確信をいたしております。町民にとっても、地域にとっても、高校を単立していく子どもたちにとっても、夢を未来へつなぐ館として、どうか皆さん方のご理解を賜りたいと存じます。

旧愛知川警部交番の利活用案のこれまでの経過等の詳細は、副町長からお答えをさせていただきます。

最後に、愛知川宿を中心としたまちづくりについて、私の思いを述べさせていただきます。先日、堺屋太一さんが長浜のイベントで、魅力ある地域づくりの要素について語られたことが掲載をされておりました。堺屋さんは、「歴史、物語、音楽、女性、景色、買い物という6つの要素のうち、3つを満たせばヒットする」とアドバイスされ、大切なことはありきたりでない、非日常性があることとアドバイスをされました。

愛知川には街道があつて、古い銀行や群役所がある。そして大発見は旧警部交番にある本物の留置場であります。この留置場は今テレビ、映画の撮影場所として、豊郷小学校にも負けないぐらい注目を集めておまして、次々と撮影に貸してほしいという申し出がございます。警察署以外で本物の留置場が全国でここだけでしょう。

私はこの3つの点、古い銀行、郡役所、そして留置場、この3つを点にトライアングルに、そこへびん細工てまりを加え、買い物は近江上布「麻々の店」、また高等養護学校手作りの軽食カフェを組み合わせれば、このコンパクトなエリアに非日常的な一度行ってみたい魅力的なスポットができるのではないかと思います。加えて、コミュニティハウスのギャラリーを一ぶるとともに、街道筋の空き家活用も今考えておりますが、「アートやフリーマーケットのはしごができる沓掛、中宿、市のまち」なんてどうかと思ったりもしているところであります。

今年、地域づくり協力隊を募って、夢のある若者を迎える予定をしております、このお宝いっぱい舞台と素材を使って楽しい町を創造していきたいと見守っているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

〔副町長 宇野一雄君登壇〕

○副町長（宇野一雄君） それでは、旧愛知川警部交番について、今後の利活用については議会と十分に協議をすると発言しておきながら、しなかつた理由についてといったことの質問にお答えいたします。

旧愛知川警部交番跡の土地、建物の買収につきましては、平成24年1月5日にお願ひいたしまして、臨時議会におきまして、現愛知川警部交番所の敷地の土地および交番等の建物を買収するための不動産鑑定評価等の補正予算をお願いいたしまして、議決していただいたことを踏まえ、土地および建物を基金会計で買収させていただく

ことといたしました。

その際、竹中議員の質疑に対しまして、「今後、皆さま方と一からお話をさせていただく」と答弁をいたしております。

また、買収結果につきましては、平成24年3月23日の全員協議会の場で報告をさせていただきました。

土地および建物の利活用でございますが、土地につきましては、そう簡単に方向性が見いだせるものではないため、まずは建物から協議をお願いすることとし、議会に協議をお願いするとしても、何も考え方なしで協議にはならないと判断し、平成24年3月23日の全員協議会の場を買収報告とともに、建物の活用については職員で構成する東近江警察署旧愛知川警部交番利活用検討委員会で検討をさせていただき旨を報告いたしております。

その際、建物をどうするか、最初に検討すべきとの意見や職員での検討はだめといった意見、発言はございませんでした。このことから、建物そのものの利活用については、検討委員会を数回開催し、検討を重ねたところでございます。

その検討委員会の結果を、平成24年10月1日の全員協議会の場に利活用案として、報告ではなく、協議事項として全員協議会議題にあげていただき、当時の理事から概要説明を申し上げ、議長から意見の聴取をしていただきましたが、議員各位からの意見は出ませんでした。

このことは、本年3月議会開会中の総務常任委員会、予算特別委員会の場でも説明を申し上げております。

また、土地につきましては、当面の措置といたしまして、愛知川庁舎周辺の駐車場が混雑し、来庁者に不便をかけることがありましたので、職員の通勤用自家用車を旧愛知川警部交番跡地の南側に設けることとし、平成24年4月20日の全員協議会の場に報告をさせていただき、異論がなかったことから、平成24年5月1日より職員駐車場として利用をしているところでございます。

このように、節目、節目には全員協議会など議会に話をさせていただいており、議員各位の受けとめ方もあろうかと存じますが、協議はさせていただいているというように思っております。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄。再質問をいたします。

まず最初に、町長からの答弁をいただきました。先ほど質問いたしましたように、執行部側と私らの考えていることの感覚のズレ、それ大変重要であります。やはり、綿密にという意味はどういう意味ですか。そしてまた、一からという意味は、どういう意味を持つのですか。その考えが根本的に考え方が違うんです。それでは、執行部と我々のあまりにかい離がひどすぎる。先ほども言いましたように、その場しのぎの答弁としか思えません。それで、先ほども質問いたしましたように、綿密に協議するとか、十分な協議をするとか、まずはそういうことを発していながら、今日の答弁、大変情けない答弁と言わざるを得ません。

町長にまずお伺いをいたします。このJAとの交換状況で12月に93万6,000円ですか、一応予算、補正を組ませていただいた。その時には我々が知らなかった覚書を農協と交しておられたということが、あとからわかってきた。こんなことが裏でございまして、ございまして、議会の皆さんの前で堂々と発せられたなど、情けないと思います。

それで、今度、副町長が年末から、いろいろな議員さんに駆けずり回り、やはりあの土地は町が持っていないとあかん、それでまた今までの県との話の経緯等もあるので、何とかと言うような話の内容だったと思っています。それが、翌年の1月5日の臨時会で一応一からということでしたので、皆さんが全員賛成で買収に応じるという結果が出たと私は思っております。

それでいろいろと今答弁をいただきました。そしてまた、郡役所の高校の問題ですけども、形が見えてき次第、議会とも十分協議をいたしたい。形が見えたのに、議会と協議せんと、先ほど言いました3月に曳家調査費110万円を出してきた。なんでやということになります。この点をどう思われているか、一辺聞きたい。

そして、副町長も一応答弁いただきました。そりゃ、いろいろと受け止め方もあります。けれども、先ほど言いましたように、あまりにも執行部の身勝手さがあるので、議員はもうあきれてるんですわ。そういう状態なのに、正々堂々とそういうことをやられると、なぜ、その後に公共施設等のあり方に関する調査研究特別委員会を、議会が持たざるを得なかったか、その辺まで理解願ったら、必然とわかってくる話です。これではあかんと思って、そういう特別委員会を持たせていただいて、いろいろな調査研究しているところなんです。中間報告も委員長から報告が届いてあると思います。もう少し前向きなど真剣な考えがあれば、こういう結果にはなっていないと私は思い

ます。

一応、議事録を全部読まれていると思いますので、今言いました町長に1点、副町長にも、この議会とのかい離を努力する、一辺倒でやるのではなしに、表から裏面からいろいろなやり方もあると思います。一からというのを、もう一辺、これを答弁願いたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まあこの郡役所の利活用問題については、今までから何回となく、もう数えきれんぐらい、いろいろな協議をさせていただいてきましたし、提案もさせていただきました。

なかなか、一番残念なのは、なかなか提案について、本腰を入れて聞いてもらえなかったというのが今も残念でありますけれども、これはもうその都度、その都度、提案をさせていただきましたし、協議はさせていただいています。今後もその協議は続けさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願います。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まあ一から協議するということについて、何を言っているのやという感じのご質問だったかと思うのですが、本答弁でも答弁させていただきましたように、仮に議会に協議させていただくについて、何々をしたいのだけれども、どうさせてもらいましょうというような、いわゆる丸投げ的な協議というのは、我々はないというように思っております。一定、何らかの形を出して協議を持ちかけることによって、それをお話に乗っていただけるというような理解をいたしておりますので、先ほども申し上げましたように、3月23日、昨年ですね、3月23日に職員による検討委員会を設けさせてほしいということで報告を申し上げ、それに対しての異論がなかったんで、それで私どもとしましては数回にわたって協議を重ねてきたというところでございます。

それでもって、10月1日に報告をさせていただきました。報告というか、協議に上げさせていただきました。特別委員会そのものにつきましては、9月議会で設置をされております。

今議員が質問されました執行部のやり方にあきれているから特別委員会を設置した

というのは今初めて聞いたんですけれども、そのあきれているというのはどういうことかわかりませんが、我々といしましては先ほども言いましたように、議会に丸投げするのはちょっとおかしいやろうと、だから1つのヒント、ヒントと言ったらおかしいですけれども、我々の経過も踏まえて議論をしていただこうということで一定の検討委員会を設けて説明をさせていただいたということでございますので、その点につきましてはご理解をいただきたいというように存じます。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） それでは再々質問を行います。

まず、町長が郡役所の件について、何辺も協議をしていただきたいと出したけれども、聞く耳を持ってもらわなかったと、それは私は何辺も言いますけれども、全員協議会で私が発した言葉を、町長が何を言っているんやという顔して聞いてもらえなかった。愛荘町の町民さんが郡役所をいらないという方が多いんですよ。その時、議員さんもそういう方がだいぶおられたので、何を言っているんやという顔して、町長は残す、残すの1本で、聞く耳を持たなかったから、こういう結果になったんです。

私は全員協議会で言いましたでしょう。はじめは私はどちらでもよかった。だけど、会合、会合があるたびに、皆さんにお聞きいたしました。白紙状態で聞いた時には6割の方がいらない、4割の方が残してもいいんじゃないかと、こういう回答を得ましたので、それならイニシャルコスト、ランニングコスト、こういうものがいりますよと言ったら、その4割に方の8割がいらないと、2割だけですわ、わずか8%です。その方が残せという、あとはいらないと。それは全員協議会で私、発しました。それを聞く耳を、町長、持っていなかったから、突っ込むばかりで、あとへ引くことをしなかったから、こういう今でもこの思いで答弁されておられる。もっと、聞く耳を持っていたら、もっと形が違ったはずですよ。まだ反省の念がないです。

うまいことやろうと思ったら、表ばかりでは突っ込んでもあかん場合は裏面、ね、側面いろいろな方法があるんじゃないですか。その使い方が下手なんです、私はそう思います。

もっと郡役所の問題でこうこうやからと一点張りで押し通したから結果は逆、逆に生まれてきたと、私はそう解釈しています。これで、ここで議会と綿密な協議というのは協議になっていないので、質問しているんです。もう一辺、答弁。

そして、副町長も強気でなかなかおっしゃいますけれども、先ほども言いましたよう

に、私は表ばかりで押してもあかなんたら、裏面、側面といろいろなやり方があるので、同じ方法ではあかんと違うかと言っているのです。執行部のやり方の用が一定してあるから、もうちょっとバランスよくうまいこと協議してもらえないかという意味のような話をしているんです。それで、執行部側と議会、議員とのかい離が狭くするような努力をせんとあかんのに、広げるばかりの話やから、こういう結果になったと、私は解釈しています。

それで、私らから見たら、執行部側は虚言癖があるのかいなと思わざるを得ない場合が多いですよ。そういうことをもう一辺答弁お願いしたい。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まあ、私はこの町を何とかいい町にしたいなど、もうその思いばかりでございまして、せつかく立派なものがある、それを後世の愛荘町を背負ってくれる子どもたちにもいい町だなど、ぜひ今後も住み続けたい、文化も高い、そして安心して子育てができる、そんな町を目指していいものを残して、そしてりっぱな町をつくりたいと、そういう信念に燃えておりまして、多少進め方についてはご迷惑をおかけしたこともあるかもわかりませんが、何とかその思いだけは、私も残しておきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほど賜りたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。我々はですね、我々というか、私は議会に対してけっして虚言、いわゆるウソをついたよう協議はしていないというように認識しています。誠心誠意、いわゆる協議はさせていただいていると思っております。そういった中で、虚言をしているという言葉につきましては、いかがなものかというように私は思いますけれども、けっしてそんな虚言をしたような協議をさせてもらっている憶えはございません。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

再開は6月10日、9時から本会議を開催いたします。本日はこれで延会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後4時03分